

# 第3回動物園条例検討部会

## 会 議 録

日 時：2020年3月6日（金）午後1時30分開会  
場 所：札幌市円山動物園 動物園プラザ

## 1. 開 会

○事務局（神経営管理課長） お時間になりましたので、ただいまから第3回動物園条例検討部会を開催いたします。

最初に、配付資料のご確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、資料1の第2回検討部会の項目素案及び部会等意見、資料2の条例に盛り込む内容案、資料3の条例に盛り込む内容案及び部会等意見、資料4の条例の概念図、資料5の禁止事項に関する規程、参考資料1の動物福祉に関する規程一覧、参考資料2の5月17日に予定している講演会資料、白いファイルの関係法令集です。ただ一つ追加になっておりまして、環境省から出ております展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説です。

資料のない方はお知らせください。

本日の会議は、午後4時30分の終了を予定しております。ただ、新型コロナウイルスの感染症対策としまして、会議は、おおむね1時間置きに休憩を5分ほど挟み、換気もしながら進めたいと思っております。また、お茶はフリーでとれるようになっておりますし、お菓子も置いておりますので、途中、のどを潤したい方はご利用をいただければと思います。

それでは、ここからは金子議長に進行をお願いいたします。

## 2. 議 事

○金子議長 それでは、議事を進めさせていただきます。

皆さん、大変な中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

前回までの検討部会では、条例の中で使用する用語の定義について確認いただいた後、条例に盛り込む項目について、素案をもとに意見交換させていただきました。

本日の検討部会では、条例の各項目に盛り込む内容について、前回までの検討部会の議論を踏まえ、事務局で大変すばらしい案をつくっていただいておりますので、この案についてご議論いただきたいと思います。

ただ、条例自体は、前回もお話があったとおり、3章に分かれておりますけれども、まず、前文と第1章について事務局から説明をしていただいた後、各委員の意見交換を行いたいと思います。その後、第2章について同様に行いたいと思います。

前回もそうでしたが、議論が盛り上がりまして、最初はスピーディーに行き、できるだけ時間内に終わるように努力したいと思います。もしかしたら少し延びるかもしれませんが、ご了承願います。

それでは、前文と第1章について、事務局で整理した案の説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） まず初めに、配付資料の概略をご説明いたします。

資料1は、前回の部会で項目素案を提示させていただきましたが、そのままのもののご意見があったものをまとめたものです。資料2は、今回盛り込む内容案として、このよう

なものを盛り込んだらいいのではというものをまとめたものです。資料3は、その案に対し、どのような意見があったか、項目ごとに整理したものでして、きょうは資料2の案と資料3の部会の意見を使いたいと思います。

なお、資料4は、途中でご説明しますが、この条例の概念図でして、絵にあらわしたものです。資料5は、第2章に動物福祉への配慮という項目を設ける予定ですが、そこに禁止するものを想定しておりまして、それに関するものです。

参考資料は、今後の議論で必要になるであろう動物福祉に関する規程一覧でして、きょうはこの中身を具体的に見るわけではありませんが、今後参考にさせていただくものとして用意しました。

それでは、早速、説明に入ります。

まず、資料1をごらんください。

前回の部会で条例に盛り込む項目の素案をこのように提示しました。

下段にはいただいたご意見をまとめましたので、これを振り返りたいと思います。

全体構成に関わる部会意見のところをごらんください。

検討部会の主な意見です。

まず、一つ目と二つ目のポツは、原則規定や実施結果の公表の置きどころについてとなりますが、本日の案は、素案と同じく、基本原則は第1章、公表は第2章に置かせていただいております。後ほど、内容を確認いたします。

また、事前に申し上げますと、素案の中で第2章の五つ目の点にある市民から指摘された施設の条例基準適合、不適合への対応についてですが、現地調査や立入調査を行い、具体的な基準に照らして判断したり意見表明をしたりするのは、体制的にも技術的にも時期尚早かもしれないというご意見があったこと、また、調査にはコストがかかるという一方、基準に適合していない施設にだめだと注意しても、その施設が言うことを聞かないというふうに強制力がないと条例の存在意義も薄れるのではないかというご意見があったことから、下段の方向性に記載のとおり、今回制定する条例には盛り込まない方向で整理しております。

次に、条例に盛り込む内容の事務局案についてご説明いたします。

資料2をごらんください。

あわせて、資料3も横に並べていただければと思います。

初めに、前文、第3章の円山動物園の規定についてですが、きょう見ていただく第1章と第2章が固まってきたところで具体的に検討したいと思いますので、今回は案をご提示していません。ご了承ください。次回以降にご提示したいと思います。

それではまず、第1章の条例に盛り込む内容案です。

第1章は、目的、定義、基本理念、基本原則、市の責務、市民の責務、事業者の責務を盛り込む予定で整理しております。

目的規定ですが、資料3では2ページをごらんください。

目的規定とは、この条例によってどんな制度をつくるのか、どんな社会をつくるのかといったことをあらわすものですが、円山動物園に限らず、動物園という施設が共通して目的としなければならないもの、そして、市民のために動物園の活動によって何を実現すべきかを整理しました。

ここで案文を読ませていただきます。

「この条例は、動物園等の活動に関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市、市民及び事業者の責務を定め、動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民及び事業者が協働し、もって自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする」としました。

動物園の役割は、種の保全、教育、環境教育、調査研究、レクリエーションと言われておりますが、日本も批准します生物多様性条約から考えましても、野生動物の生息域内の保全にかかわる生息域外保全、つまり、動物園という場所で繁殖し、種の保全を行うことが重要な役割でありますし、逆を言えば、野生動物は生息域内の保全にかかわらなければ飼ってはいけないというぐらいの認識に立つべきものだ整理しました。

しかし、現行法ではこれを規制するものがなく、保全しなくても動物園の営業が続けられます。このことから、保全に取り組むかはそれぞれの動物園に任されており、なかなか進んでいないという現状があります。

また、前回までに条例の必要性を議論していただく中で、資料3の2ページの部会意見にも書いておりますが、生物多様性は公益であり、動物園の公的機能である、そして、動物福祉はそれを達成するための必要不可欠な取り決めであるという意見があり、現行法では生物多様性の保全と動物福祉が両輪であるという考えが抜けているとの指摘がありました。

現行法令の中で保全と福祉の観点で推進していく仕組みが不十分なままでは、そうした取り組みがなかなか進まず、国際的な動物の貸し借りや譲り受けの話になったとき、海外の動物園から相手にされないということが起きます。これに対応できなければ、動物を維持できず、存続そのものが危ぶまれてしまうということでもありました。

そこで、これらの意見をまとめますと、動物園の本来持っております使命が生物多様性の保全であること、希少な野生動物を飼育する動物園が存在し続けていくためにも保全が必要であること、保全を行うことは地球の自然から得られる恩恵を持続していくことにつながる、人類共通の関心事であって公益であると言えます。

こういった考えから、目的規定は生物多様性の保全に軸を置いた内容としております。

ここで、資料4の条例の概念図をごらんください。

今の目的規定もそうですが、条例の全体像をあらわした絵です。

真ん中の動物園の活動の枠をごらんください。

動物園の姿を描いております。

動物園は、生物多様性の保全を目的に活動しているとして、種の保存や調査研究、教育、

レクリエーションなどは、全てが保全につながる活動だとして、保全の屋根の下に表しています。また、それには動物福祉への配慮が根幹となっていることを下の絵で描いております。さらにその下には、例えば、民間でいえば、物販や旅行ツアーの商品などを通して来園者を集め、運営費を確保する収益事業のほか、公営の動物園であれば、公益的な事業といえますか、官公庁で行う施策のPRの場に提供するという活動も動物園にはありますが、それらは生物多様性の保全を目指す動物園の運営を支える活動だということを描いております。

こうして動物園のあるべき姿を置き、そこには基本となる理念や原則があり、動物園の活動が自然と人が共生できる持続可能な社会を実現するものとして描いたものになります。

この自然と人が共生できる社会の実現は、ほかの法律や条例でも目的に考えているものがあります。それを右側に列挙しておりますが、これら関係する法令を踏まえ、今回制定を目指す動物園条例とは、その目的のために動物園が行う保全の活動を推進するための条例なのだということのようなことで整理しております。

また、この絵では、下のところになります。市、市民、事業者が動物園の活動を支援していくというようなことを、そして、その右側には、動物園、水族館などと連携し、活動を推進していくという関係も描いております。

こういった内容を描く条例として今回の案を整理しております。

次に、定義規定についてです。

資料2にお戻りください。

定義規定は、前回までの部会から、動物、動物園水族館、動物福祉、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育、環境エンリッチメントに整理させていただいております。

まず、動物に関しましては、資料3の2ページをごらんください。

ここは、前回の部会から何も変わっておりません。前回の部会では、希少種に限らず、家畜を含むという文言をどのように反映するかを今後とも検討することにしており、今回はその整理まではできておりませんので、前回どおりとしております。

次に、動物園水族館の定義です。

資料3の3ページに前回までの部会意見を書いておりますが、前回までの議論の中で、動物園は生息域内保全にかかわっていくという表現が必要だということ、動物を飼育するだけではなく、繁殖、累代飼育を目指さなければならないということが言われておりましたが、そうした意見を反映させていただきました。また、動物園は、保全の活動ばかりではなく、情操教育や社会教育のほか、調査研究も必要であり、この点に関しては定義に反映されるべきではないかということでした。しかし、情操教育については、どのように規定するのか、定義規定なのか、実施事業なのかの整理が必要だということで終わってしまいましたので、それを整理し、今回、案をご提示しております。

そこで、情操教育についてですが、先ほど来のとおり、目的は生物多様性の保全だということから考えますと、軸はそこに置いて考えたほうがいいのではないかと考えまして、

保全を目指す動物園はこういうことをやるという実施事業の中に情操教育もあるという整理をさせていただき、後ほど第2章で触れます実施事業のところに入れておりますので、定義からは文字は外しました。

中身としては、「野生動物を飼育し、繁殖及び累代飼育を目指し、野生動物の生態及び習性を調査研究し、生息域内の保全に取り組むとともに、市民に展示及び教育を通じて生物多様性の保全に関する多様な情報を提供する施設を言う」とまとめさせていただきました。

次に、動物福祉についてです。

前回の部会では、前文で動物福祉に関することに触れ、定義規定は設けないという方法もあるのではないかというお話がありましたが、その後のメールでの意見交換の中で、やはり、動物福祉という言葉を使う条例でありますので、制定を機に福祉の定義をしたほうがいいのではないかということがありましたし、事務局内でも同様の議論がありました。ですから、このことについては継続して検討したいということで動物福祉という定義を項目として残しています。

なお、中身については今後深く議論したいと思っております。

また、生息域内保全、生息域外保全、累代飼育、環境エンリッチメントについては、資料2、また、資料3では4ページになりますが、こういった内容にしました。

生息域内保全、生息域外保全は、生物多様性条約に書いている定義を引用させていただいております。また、累代飼育、環境エンリッチメントは、動物園でもこのような内容で扱うことが多いので、そのような内容を参考に案を書きましたので、後ほどご意見をいただければと思います。

次に、基本理念についてです。

資料3は5ページとなります。

基本理念という項目ですが、前回の部会の素案では特に項目はありませんでした。しかしながら、事務局でほかの項目を整理している中において、今回の条例は規制や罰則を置くものではなく、運営について理念を書いているものなので、基本理念が項目としてないのは不十分ではないか、全体に係る基本的な理念を置くべきではないかという意見が出され、ここにありますとおり、「動物福祉に配慮することを根幹として、生物多様性の保全に貢献することを目的に行わなければならない」と起こさせていただきました。

これについてもこういった書きぶりでもいいのかについてご意見をいただきたいと思います。

次に、基本原則についてです。

前回、動物園のやることであれば第2章に書くべきではないかというご意見もございましたが、今回整理したものでは、主語を「動物園等の活動は」としていて、次に掲げる事項を基本原則として行わなければならないという置き方をして、以下四つを挙げました。

なお、この四つの原則は、もちろん、活動を行う動物園が原則とするものですが、市、

市民、事業者が参加、協力し、かかわっていく姿も描いておりますので、これらの方々が意識すべき原則として第1章に整理いたしました。

中身については後ほど議論の中で触れたいと思っております。

次のページをごらんください。

責務規定についてです。

市の責務は、義務として、しなければならない、行わなければならないというものを3点ほど挙げております。市民、事業者は、努めるものとするということで、動物園の活動をもって生物多様性の保全に協力してもらいたいことを努力義務規定として書かせていただいております。

以上が第1章の説明でした。

○金子議長 大分盛りだくさんなので、ご議論もいろいろとあるかと思いますが、一つずついきたいと思えます。

まず、前文については、今後、条例全体がまとまってきたところで確認するということでしたので、全体の条例内容を検討した後、盛り込むべき内容を整理することにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 次に、第1章の総則について意見交換をしたいと思えます。

まず、目的規定についてです。

動物園の活動は生物多様性保全を目的としたもので、その保全活動を市、市民、事業者と一緒に進め、自然と人が共生する持続可能な社会の実現を目指すとなっておりますが、これに関してご意見をいただければと思えます。

○諸坂委員 文章の話ですが、目的規定の2行目に「動物園等の生物多様性の保全活動に市、市民、事業者が協働し」とありますが、これでは条例のターゲットが市、市民、事業者になってしまうのです。ですから、ここの文章は変えて、動物園が生物多様性の保全活動に資するようにしなければだめだとしなければならなくて、これでは表現がおかしいかなと思えました。

もう一点です。

1行目に「動物園等」とあるのですが、定義規定の第2項に「動物園水族館とは」とありますね。動物園水族館をこの条例では動物園等と言うのであれば、定義規定のところに括弧書で略称の文章を入れたほうがいいかなと思えました。

○金子議長 今の諸坂委員の意見についてご意見をいただきたいと思えます。

○遠井委員 私も目的規定については同じような印象を受けました。

目的はこの条例では何を實現しようとしているかを書くべきであって、むしろ、基本理念に書かれていることを實現することにあると思うのです。そういうことから、この構成では目的規定と理念と原則の関係がわかりづらいという印象です。

条約や法律の目的規定では何を實現するかを最初に書くので、動物園が動物福祉に配慮

することを基本としつつ、生物多様性の保全に貢献する、それを実現するための条例なのです、そして、それに対して市や事業者や市民も協働していきましょうというようなことだと思いますし、それが一番大事だと思うのです。ですから、場合によっては、基本理念を入れ込んでしまっただろうかと思えます。

また、先ほどの動物園水族館についてですが、動物園等と書くのであれば、動物園等に統一したほうがいいかなと思えます。

もう一つです。

こちらも勉強しながらという感じで、毎回言うことが変わって申しわけないのですが、これまで、生物多様性の保全が目的であって、福祉は実現するための手段ではないかという理解があるのではないかとお伝えしてきたのですが、17のタグがついている2015年のWAZAの動物福祉戦略の57ページと58ページをごらんください。

たまたま見つけたのですが、日本語版もWAZAのホームページに公表されていました。前回のファンダメンタル何とか（Fundamental Welfare Requirements for Wild Animals under Human Care）というものの次の年に出た戦略で、より具体的に動物福祉をどういうふうを実現するかが書かれていまして、非常に勉強になりました。

54ページから始まっている章でして、56ページの上ですが、「種の保全と動物福祉の融合」というタイトルがついており、その下には、意思決定のスキームとして、保全と福祉を両立できれば好ましい、両方ともだめであれば許容不可とあって、グレーゾーンがありますという図があるのです。

保全と福祉の融合は、最近、国際環境法の分野でも議論されるようになってきていまして、従来のように、保全と福祉はそれぞれ別個の人たちが言っているという話ではなくなってきているのです。しかも、動物福祉に関する国際基準はIOEがつくっていますけれども、野生生物の福祉に関してはWAZAが牽引役になっているようです。そうすると、この戦略で考えているような野生生物の保全と動物福祉は両方とも融合的にやっていくことが必要なのではという考え方には比較的妥当性があるのではないかと考えます。

ちょっとまどろっこしかったですが、今の目的規定、それから条例全体は生物多様性の保全という動物園の社会的役割を非常に重視しながら組み立てられている一方、動物福祉に関しては第2章で詳述されているのですけれども、目的から見ると陰に隠れてしまっているのです、目的規定や原則のところ動物福祉と保全をともに実現するのだとうたったほうがいいのではないかとということです。

それから、動物福祉については定義するかしらないかという話がありましたよね。この辺は諸坂委員がお詳しいかもしれませんが、新型コロナウイルスのことが始まる前だったので、今は議論がとまっているかもしれませんが、国内で動物福祉基本法構想を議員立法でやりましょうという動きがあるようです。そうすると、ここしばらくのうちに動物福祉が法的な概念として定着する可能性もあります。

この条例ができ上がるまでには間に合わないですが、言葉を条例に入れて定義し、かつ、

動物福祉の基準は一度決まってからずっとそうだというのではなく、科学的なエビデンスに基づいて更新されていくものですし、それを常時モニタリングしていく仕組みが動物福祉を実現する上で不可欠なのではないかと考えます。

そうすると、条例でやるべきことは、そうした動物福祉の考え方を、ふわっとしたものではなく、動物福祉を実現するための仕組みをどうつくるかを明確にしておけば、基本法ができて、言葉が定着してきたときにそれに先行するものとして位置づけられるのではないかと思います。

結論から言うと、定義は入れて、プラス、定義だけではなく、それを動かすモニタリングの仕組み、あるいは、エビデンスに基づいてやっているのだということを入れたほうがいいのではないかと思います。

特に、今回のコロナウイルスの関係では、私たちは科学的なエビデンスがなく政治的決断をするのがいかに危険かを、身をもって知ったわけです。ですから、こうした動物福祉の実現も科学的、専門的な見地に基づいてやるのだ、そして、それは更新されていくものだから、研究調査の体制も整えるのだということを、また、日々のモニタリングをやって記録を残し、科学的な仕組みを確立するのだということを入れてはどうでしょうか。

これにプラスし、透明性の高い制度にしておいていただければ、市民としてはそれが適切に行われているかを監視できるわけで、そうした2段階えにしてあげばいいのではないかと思います。

○金子議長 今、遠井委員から、目的と基本理念と基本原則についてお話があったかと思えます。

○遠井委員 原則は非常に盛りだくさんなので、何をどう入れるかは後で検討したほうがいいのかと思いました。

○金子議長 それでは、原則については後でご意見をいただこうと思います。

○遠井委員 目的と理念を融合させたほうがいいのではないかということです。

○金子議長 ということは、一つにするということですか。

○遠井委員 そこに福祉と保全を同じぐらいの比重で書いたほうがいいということです。

○金子議長 最初に、諸坂委員から、動物園がとしておき、それに市民と事業者が協働するという文言を整理すべきだというお話があり、その後、遠井委員から、目的と基本理念を合わせ、動物福祉と保全をちゃんと書き込むべきだという話がありましたが、いかがでしょうか。

○福井委員 今、諸坂委員と遠井委員のお話を聞いて、そのとおりだと思いました。科学的に動物福祉を規定するとともに、モニタリングするシステムを入れることで、動物福祉の質の高い水準を目指すことを宣言することにつながると思いますので、明記したほうがよいと思います。

一方、モニタリングについて言いますと、今のところ、第三者の諮問機関による査察を除外する方向でいると思うのですが、せつかく市民動物園会議があるわけですし、こうい

った部会もつくられたわけですから、第三者機関から動物福祉が適切に科学的に行われ、モニタリングされていることが評価するような一定の仕組みを入れたほうがいいのではないかと思います。

それが、たとえ2年に1回でも1年に1回でも、専門家で構成される諮問機関により、動物福祉、獣医療、健康管理の質を評価し、場合によっては外部からのアドバイスによって動物福祉を科学的に評価し、改善していったほうがよく、質が一定程度に保たれるということだと思います。

英国法にはそういうことが規定されておりますので、そうした海外のグローバルスタンダードを意識した条例にしたほうがいいのではないかと思いますし、世界動物園水族館保全戦略を強く意識してやっていかなければならないと思っております。

もう一点は、資料4のイラストについてです。

これは終わった議論なのかもしれませんが、動物園の役割、機能は、動物福祉に配慮して、その上に種の保存、調査研究、教育、レクリエーションとありますよね。でも、最近、世界の動物園で言われる五つ目の役割が抜けているので入れるのがよいと思います。それは、ネイチャー・アプリシエーションというものです。これは自然認識と訳されているもので、自然を感じて、学んで、考えるきっかけを与えるというものです。

前回の委員会でもお話ししましたが、レイチェル・カーソンが言ったセンス・オブ・ワンダーという、細かな動物の名前を学ぶとかではなく、身体で自然を感じ、学んで、それが正しい理解や興味につながっていくというものです。これは、自然環境のみならず、恐らく、誰しも小さいときに動物園に来たときには五感で学んでいたと思いますが、日本の動物園でも原点に立ち返って意識するという意味では、ネイチャー・アプリシエーションを入れておいてもいいのかなと思えました。

○金子議長 今のご指摘は、資料4のフレームについて、四つではなく、五つにするというご意見ですね。例えば、生物多様性の保全の傘の上のところではないのですね。

○福井委員 生物多様性の保全が上に来ると思うのですが、それを支えるものとして、生物多様性が大事だと思わせる気づきの部分です。ややもすれば教育にも入るような概念ですが、海外ではそこは分けて議論されているので、教育に含めるよりは別に立てるのがよいですね。

もう一つ、ここにはレクリエーションと書いていますが、ビジョン2050では「リ・クリエイション」になっていたと思いますので、ここも統一したほうがいいのかなと思います。

○金子議長 幾つか重要なご指摘がありました。ここで整理をさせていただきます。

福井委員からは、今、資料4のお話の前に、評価の仕組みのお話がありました。こちらは、目的や基本理念に合わせ、この中に含めたいということでしょうか。それとも、別な項目の中で評価についての仕組みを入れるべきということになりますか。

○福井委員 目的のところは、生物多様性の保全、その基盤となる動物福祉でいいと思う

のですが、派生的にそれを支える機能としての五つ目に入れればいいと言いますか、それを定義するスキームみたいなところでいいと思います。

○金子議長 文章の中に今のご指摘の事柄を入れたほうがいいですか。

○福井委員 個別規定でいいのかなと思います。

○遠井委員 動物福祉については単なる事象的な定義にとどめず、これを実現するためのモニタリング・スキームを確立することを含めるみたいにして、定義事項に入れておくことが一つですね。

それから、基本原則はもうちょっと整理が必要だと思いますが、科学的な知見ないしは調査に基づく意思決定を実現するというを原則として入れておくという2通りの考え方があるのではないかと思います。

○金子議長 今、福井委員からあった事柄については、定義あるいは基本原則の中でということですね。

○遠井委員 両方ですね。具体的に第三者機関をつくるかどうかは第2章以下で決めればいいのですが、それをするための土台となる考え方として、原則のところ科学的なモニタリング・スキームを確立するものとして入れてはどうかと思います。

それから、福祉は、状態的な概念であって、科学の発展に伴って変化していくから、調査をしなければならない、かつ、モニタリングによって確保されなければならないと書いてしまうと漏れなくなるのではないかと思います。ここはご専門の方にご意見をいただきたいなと思います。

○小菅委員 遠井委員のおっしゃるとおりで、前回も話しましたが、「動物福祉とは今の状態を言います」ということであれば、これは、上がったたり下がったり、いろいろな状況にあるということですよ。つまり、当事者となる動物園の担当職員がそれをしっかりとモニタリングしなさいということだと思うのです。

また、そのモニタリングについては、科学的なエビデンスをしっかりと残しましょう、記録しましょうということで、さらに、それは常に公開されるべきなのです。それを見て、市民の皆さんはこういうふうになってきているねとちゃんと理解できるようにしていきましょうということですよ。

そして、その上に、今、福井委員が言っていた動物園での検討委員会とか第三者委員会みたいなものがあって、統合的に判断し、きちんと評価していくということなのではないかと思うのです。

そういう意味からすると、「動物福祉に配慮する」という表現は今の議論からは合わなくなっているのです。動物福祉に配慮するというのは現状の状態に配慮するというので、なかなか明確になっていないので、モニタリングをしっかりと、プラスのほうへ常日ごろやっていき、それを記録に残し、公表して、多くの人にわかっていただくようにしましょうということが求められているのではないかと思うのです。

○金子議長 今のご意見も含め、いかがでしょうか。

○諸坂委員 よくわからないので、教えていただきたいのですが、遠井先生がご指摘された56ページのところについてです。

種の保全と動物福祉の融合ということでしたが、融合という言葉聞いてわからなくなってしまったのです。というのは、以前、私が講演をしたところに京都大学の総長の山極先生がおられたのですが、そこで、私が「動物福祉が向上しなければ繁殖しないでしょう、繁殖しているということは、すなわち動物福祉が実現されているのでしょうか。」と発言したら、先生曰く、「繁殖と福祉は関係ありません」と言われたのです。

要するに、ゴリラは福祉のないところで繁殖しているのです。つまり、劣悪な環境でも雄と雌の相性がよければ繁殖しますと言うのです。

なるほど、そうだなと思ったのです。野生動物には福祉はなく、飢餓もあれば、天敵から攻撃もあれば、疫病も感染症もあり、全く反福祉の状態です。でも、その中でも累々と子孫を残しているわけなのです。ということは、福祉と種の保存をここでは融合と言っているのですが、野生動物をターゲットとする我々のミッションとしては融合という言葉にとらわれないほうがいいのではないかと思います。

もちろん、動物園という一定の閉鎖的空間・環境（展示施設）ですから、動物の個体に対して福祉を向上させることは当然のことです。でも、イコール累代繁殖や域外保全につながるというふうにしてしまうと、むしろややこしいことになるのではないかと思います。

もちろん、遠井委員のおっしゃるとおり、福祉も種の保全も書き込むことは異存はないのですけれども、変にくっつけないほうが慎重なのではないかと思います。動物園では動物福祉を向上させますし、域外保全も目指しますという程度に抑えておいたほうがいいのではないかと、WAZAの融合にひっかからないほうが慎重かなと思っています。

もう一つです。

これはまた後で議論しなければならないと思うのですが、定義規定の二つ目に「野生動物を飼育し」とありますが、これは少し不正確かなと思います。正確には動物園動物を飼育しているのです。もちろん動物園動物の起源が野生動物です。しかし日本の動物園の80%から90%の個体は園内で繁殖している動物であって純粋な野生動物ではないのです。ですから、そこは正確に書かないといけないかなと思います。したがって「動物園動物」の定義も追加で必要なかなと思います。

なぜ私がこの部分にこだわるかと言いますと、先にも述べましたように、野生動物には福祉という概念がないからです。反福祉な状態で生存しているのが野生動物で、そこに人の手が入って福祉となるといいますか、その人の手が福祉なのですから。札幌は旗を振って、先頭を切っているわけですから、今後の日本の動物園政策を考えたときには、ここは丁寧に書き込んでおいたほうが、慎重に議論したほうがいいかなと思いました。

○金子議長 初っ端からかなり盛り上がってきましたね。

○遠井委員 福祉と保全の融合についてです。

今の山極先生のお話がどういうことかを私は理解していませんが、一般的などころで言うと、保全は持続可能な利用という文脈で出てくるのです。あるいは、トロフィー・ハンティングなどです。直感的におかしいではないかという人はいたのですが、動物を残酷な形で殺しても、全体としては、むしろ、種は安定的な個体数を維持できるからいいのだという議論があるのです。

それから、大規模な開発によって種の大量絶滅になってきたというのは、単なる保全上の危機というだけではなく、種やある一定のカテゴリーの動物と、個体としての動物のどちらにとっても危機ということで、両者が手を結んで、どちらも守りましょうということなのです。そうすると、ある程度劣悪な環境でも動物園に売ってもうければ現地にお金が落ちるので良いというわけではないというのが保全と福祉の融合という議論の一つの側面なのです。

さらには、福祉について、私は専門家ではないので、わからないのですが、先ほどのWAZA戦略の8ページの概念図です。マズローの欲求5段階説みたいな、ケアと福祉はこういうふうにでき上がっていますとあり、単に生きていればいいではなく、動物が精神的な自由や充足感を感じられるかどうかは福祉であるということですよね。

確かに、野生状態にいれば人が配慮する必要はないので、そこに関係はないのかもしれませんが、こういうふうにならぬにもキャプティブな状態に置いている以上、ただ生きていればいいだろうではなく、配慮すべきではないかということがそもそもの考え方のようなので、野生動物に福祉はないという話とは別次元かなと思いました。

同じく、戦略の20ページの概念図です。

五つの自由に該当するようなさまざまな場面で何に配慮するかということがあるので、飼育する上でどの段階で何に配慮しなければならないかは科学的な根拠に基づいて定義されていて、野生動物に福祉はないということではないかなと思いました。

また、野生動物という捉え方ですが、本来的に野生状態で自生していたかという話ではなく、人間にとってどういう位置づけかという分類でいうと、家畜や使役動物に対する野生動物だと思うのです。つまり、家畜、使役動物のように、一定の順化をしながら使ってきた動物ではなく、ワイルドライフとして利用している、それが展示動物なのであって、動物園動物は別途定義する必要はないのではないかと考えています。そのカテゴリーで言うと、たとえキャプティブ、人工繁殖種であったとしても、ペットであっても野生動物だといえると思うのです。

生物多様性条約で使われている概念等を見ている限り、家畜、使役動物、野生動物という区分があり、人間が伝統的に長く使ってきたものとは違うものとして野生動物ということかなと思いました。

○金子議長 文言の定義のお話にもなってきましたけれども、前に戻って、目的と基本理念を融合させるかについてです。

ここは分けたほうがいい、絶対分けるべきだという方はいらっしゃいますか。

○諸坂委員 条文を分けたほうが良いと思っています。

○金子議長 遠井委員は合わせたほうが良いのではないかとのことですね。

○諸坂委員 分ける意味は、条文としての意味が違うからです。

目的規定というのは、この条例、制度が何を指すかを書くものですが、基本理念や基本原則という規定は、その条例のターゲットである動物園がどういう理念、原則に基づいて機能するか定める条文なので、双方は、まったくの別物です。

○金子議長 遠井委員としては、内容としてきちんと整理がつけば、融合したほうが良いということではなく、目的のところに動物福祉についても入れて、そうすると、基本理念がダブってしまうので、基本理念についてもきちんと文言を整理すればそれでよいということですか。

○遠井委員 何を目的としている条例かというのはそのとおりなのですが、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を定めましたというのもそうなのです。でも、それは形式的な目的なのです。実際には何を指しているのかというと、生物多様性の保全と動物福祉をともに実現する動物園を維持し、継続的に管理する、もって、私たちの生活を豊かにしていくということですね。ですから、実体的な目的に着目するのか、形式的な仕組みを説明するのかの違いだと思うのですね。

条例だからこういう責務をやるのですという形式目的となっているのかは詳しくはわかりませんが、条約や法律だと実体的に何を実現しようとしているのかが目的規定になっているのではないかなと思っていました。

○金子議長 それで、遠井委員としては合わせたほうが良いということですか。

○遠井委員 実体としては、まさに動物園が生物多様性の保全と動物福祉を実現するような基盤となっていくことを確保することに目的があり、そのための市、事業者の役割、市民の協働を決めましましょうということだから、それを書くべきではないかということです。

○金子議長 ご意見に相違があると思うのですが、この時間の中で決着をつけるのは難しいと思いますので、事務局に入っていただいて、また、小菅委員、福井委員にも見ていただき、事務局案として次回に出していただくということにしましょうか。

これについて、巽委員や佐藤委員からご意見はございませんか。

○巽委員 目的ですが、最初に責務を定めているようになっていて、まるで、責務を定めるためのものだと感じてしまったのです。

また、次のページにそれぞれ市の責務、市民の責務、事業者の責務と書いてありますが、市民については、「動物園等の実施事業に積極的に参加し」とあり、あとは努力義務規定になっていて、事業者は、何となく理解を深め、協力してねという内容になっていますよね。そうすると、市民の責務は結構重くないですかと思ったのです。

それは別として、責務を定めることが目的になっているなと感じました。

○金子議長 佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 今言われたように、目的にはこの条例が目指すものを定めるのであれば、ここにも動物福祉をどうするのが入っていたほうがいいのかという気がします。

そして、物すごく基本的な質問が一つあるのですが、事業者とは具体的に何ですか。

○事務局（森山調整担当係長） 札幌市内に所在し、いろいろな事業活動を行っている事業者を指していて、動物園の事業者という意味ではなく、いろいろな職種の事業者といたしますか、企業活動や団体活動を行っている者を指しております。それぞれがやる事業の中において、動物園の活動と連携し、保全を推進していこうという意味合いで記載しております。

○佐藤委員 円山動物園がやっていることという意味ではないのですね。そこを混同しておりました。

○金子議長 休憩の時間になってしまいましたが、ほかにございませんか。

○小菅委員 目的に動物福祉をどうしていくかを書くということでしたが、それは本当に目的なのだろうかと思うのです。融合ということであれば何となくわかるのですが、動物福祉について、きちんとモニタリングしながらやっていくのは目的ではないのではないかなと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

遠井委員は目的だと仰っていますが、読んでみて、目的が動物福祉というのは何となくぴんとこないのです。

○諸坂委員 私も同意見ですが、目的規定というのは、言いかえると、この制度のゴールで、何を実現したいのかです。

例えば、動物愛護管理法では、人と動物の共生を目的としているわけです。でも、実現していません。人と動物は共生できていません。でも、だから目指すのです。

つまり、目指すべきゴールが目的規定であって、動物福祉を目指す書くと、今、できていないということになってしまうのです。

動物福祉はある一定のレベルに達することは前提として、円山動物園に対して規制をかけていこうとしているわけです。その上で生物多様性、あるいは、域内保全や域外保全を実現していこうとしているのです。ですから、実現の部分は生物多様性でいいかなということ。

そこで、先ほどの目的規定と基本理念、基本原則についてです。

これは事務局と後で相談すればいいと思うのですが、参考までに言います。目的もあって基本原則もある法律の一例として、動物愛護管理法があります。また、消費者基本法には、目的規定があつて、基本理念がありました。

ただ、やはり、私が先ほど説明したとおり、目的規定は、この制度では、何をターゲットに、何をを目指すのかを書き、基本理念なり基本原則はそのターゲットが何をしなければならぬのかを書きます。そういう整理で法律も書かれているので、それを参考に残すべきだと思います。

○黒鳥委員 私も分けたほうがいいのかと思っています。今、小菅委員も言われましたよう

に、あくまで、動物福祉はそういった基本理念で、それに対し、目的は今挙げたようなことで、分けたほうがいいのではないかなという感じがしました。

○伊勢副議長 皆さんの議論に圧倒されて黙っていましたが、先ほど遠井委員がおっしゃったWAZAの福祉戦略についてです。その前に保全戦略が出されていて、つまり、保全を進めるためには動物飼育施設として福祉向上を達成しなければ保全は達せられないでしょう、だから、その両輪ですよということで出されたもので、JAZAもそれをお手本にしましょうということで日本語訳されたものなのです。

また、福祉に配慮という言葉があるのですが、福祉に配慮してもだめなのです。結局、いいも悪いも、野生動物は野生の状態にいと、動物福祉の向上を目指して活動しているわけではないので、飼育施設として人がどうするか、愛護ではない状態をつくらなければならないということで、配慮ではなく、向上させなければならないのです。そして、その過程では、よくなったり悪くなったり、ストレスを生きるための正のストレスをどれだけ飼育動物に我々がセッティングするのかで、それは何となくではなく、科学的に根拠があって、向上させなければならないということだと思っていて、その飼育管理を人間がやっていく上でその両輪は絶対に外せないということです。

私は法律のことはよくわかりませんが、分けて考えたほうがすっきりするのではないかなと思います。ですから、余りいい言葉ではありませんが、域内も域外も保全を進めるための手段として、人間側がどうやって福祉向上の施策を講じていくのかということだと思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 今お話を聞いていて、条例の目的は、端的に言うと、1行目の動物園等の活動に関して基本理念、基本原則を明らかにするということで、3行目の自然と人が共生する持続可能な社会の実現に寄与するということだと思うのです。そこに責務と協働が重たい感じが入っているから違うふうに見えるのかなという気がするのです、それも含めて、整理すればいいのかなと思います。

○金子議長 それでは、今皆さんからいただいた意見を踏まえ、諸坂委員と遠井委員のご意見もお聞きしながら、事務局で案を再度考えていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、ここで5分間の休憩とさせていただきます。

[ 休 憩 ]

○金子議長 それでは、再開いたします。

次に、定義規定になります。

まず、動物の定義は、前回の部会から変更はありませんが、種の保存法の認定動物園の定義とは異なることを明確にするため、希少種に限らないなどをどのように表現するかは、

今後、条例案作成時に調整するということでしたので、引き続きお願いしたいと思いますが、ほかに何かございませんか。

○諸坂委員 第1項に哺乳類云々とあり、「その他多細胞生物」とありますね。「その他多細胞生物」といった場合、哺乳類、鳥類以外の多細胞生物という意味になります。「その他の多細胞生物」といった場合、ほ乳類などを含む多細胞生物という解釈になります。助詞の「の」が入ることで意味が変わってくるのです。

これは、次のただし書きにもひっかかってきます。ですから、「その他の多細胞」というふうに「の」を入れたほうがいいのではないかということが感覚的にあります。

また、確認ですが、植物や菌類は多細胞生物だということですよ。その場合、ただし書きに書くか、植物及び菌類を除く哺乳類、その他の多細胞生物とするほうがいいのか、それが一つです。

○事務局（神経営管理課長） 法律的なものについては、後ほど諸坂委員とじっくりやりたいと思います。

○金子議長 今議論をお願いしたいのは条例に盛り込む内容についてでして、条例をつくるときに細かい文言も重要かと思いますが、条項の文案については、この部会ではなく、諸坂委員にお願いする中でつくっていくことにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、動物園水族館についてです。

大分変えていただきましたが、こちらについてご議論をいただければと思います。

○諸坂委員 先ほど休み時間の前にも言いましたが、動物園水族館の後に「（動物園等と言う。）」と入れることです。

また、先ほど遠井委員と意見が分かれましたが、「野生動物を飼育し」というところが果たして本当にいいかどうかです。遠井委員としては、人間が利活用する動物ではない場合に野生動物と言うという定義づけで、動物園動物という定義は要らないだろうというご意見でした。その一方で、牛田先生という中部大学で動物の腸内環境を研究されている方がおられるのですが、動物園動物は人工の餌を食べているから野生復帰はできないとその先生は明言されているのです。

例えば、野生のゴリラがふだん食べているものと動物園のゴリラが食べているものが決定的に違っていると、腸内環境が変わっていて、動物園で飼育された動物をいざ森に返そうとなっても、腸内環境を戻さないと復帰できないのだということなのです。

このことから推論すると、動物園動物は野生動物ではないと考えます。野生動物を飼育するのではなく、野生動物が動物園動物になり、それを飼育すると書くべきではないかと考えます。

また、野生動物を飼育し、繁殖、累代飼育を目指すのではなく、野生動物を飼育し、一つ飛ばして、野生動物の生態及び習性を調査研究し、それで繁殖、累代飼育を目指すわけですよ。そして、それが生息域内保全に取り組むことにもなるし、かつ、市民の教育に

もなるのだという順番の並びだと思うのです。ですから、繁殖、累代飼育というフレーズを調査研究の後に持ってきたほうがいいかなと思います。

○小菅委員 動物園の世界では、最近、ずっと家畜動物と野生動物との間に動物園動物という言葉があるということは定着しています。それは諸坂委員がおっしゃったとおり、現状の動物園では90%以上が動物園生まれです。そして、それを野生に戻せるかという、実際にやったのだけれども、全然だめだったのです。それは牛田先生の研究が示す通り、腸内細菌が全く違ってきてしまっているからです。

でも、だから不可能だということではなく、それをもとに戻すことができればいいですか、その研究をしっかりとしなければならぬということなのです。ですから、非常に野生動物に近いのだけれども、現状では野生動物とはランクの違う動物園動物だということ、そうした言葉は動物園の世界ではもう定着してしまっているのです。ですから、もしかしたら動物園動物と使ってしまったほうが混同されないかもしれません。

○遠井委員 今ご指摘いただいたことを全く知らなかったもので、もし定着しているのであればそれでもいいのではないかと思います。

というのは、いろいろな科学的知見があるので、どれが詳しいかということはいませんが、法律の用語だから社会的通念がどこにあるかなのです。一般市民から見たら動物園動物というのは奇異な言葉だなと思っていたのですが、業界の方々の中ではもう定着、確立していて、今後も使われる言葉であるということであれば、野生動物と動物園動物の違いを定義していただいて、使うことはいいのではないかなと思いました。

○諸坂委員 1点だけです。

動愛法では、法律用語として展示動物という言葉が定着していますが、それが動物園動物です。

○小菅委員 動愛法で言う展示動物は動物園動物とは違うのではないですか。動愛法で言う展示動物というのは、例えば、ペレットだとか家畜だとか、展示すれば展示動物になってしまうので、それが動物園動物ではなく、もっと幅の広いものだと思っています。

○諸坂委員 展示動物という表現が使われている法律や規則や基準を見ると、動物園を想定して書いているのですよ。

○小菅委員 でも、それは動物園だけではないのではないですか。

○諸坂委員 動物園だけではないかもしれませんが、基本はそんなイメージです。ただ、いずれにしても、展示動物ないし動物園動物という言葉でいけばいいのかなということですね。

○福井委員 動愛法では、展示動物の中に動物園動物が含まれるということですね。ですから、イコールではないのです。例えば、わんにゃんパークとかの動物も展示動物になります。

○遠井委員 今おっしゃられた動物園動物の定義も入れていただいて、他の法令の展示動物との違いがわかるようにしたほうがいいかなと思います。

○福井委員 基本的には、動物園動物 zoo animalsということもありますが、一般的ではなく、野生動物という表現を変えて飼育下野生動物や野生種動物という言葉が、より適切なのかなと思います。見ていただければわかるのですが、動物園水族館動物福祉戦略や世界動物園水族館保全戦略の中ではワイルドライフ wildlifeあるいはワイルドアニマル wild animalsという言葉を使っているのですね。そして、この中には、フリーレンジング free-rangingとキャプティブ captiveがあり、フリーレンジは野生で自活しているもの、キャプティブは飼育下に置かれている野生動物ということです。

また、感染症予防やバイオセキュリティの原則から言うと、動物園が飼育している飼育個体群はキャプティブなワイルドライフの個体群、つまりで飼育下野生動物であって、リハビリテーション・プログラムに乗せれば、いつでも野生に返すことができる野外からの預かりものという認識でして、これが世界の一般的な認識なのかなと思います。OIEの規定でもそういうふうに使われており、ハンドリングなどに関するトレーニングのためのテキストにもそのように記載されていますので、野生動物のカテゴリーに入るのです。

ただ、一般的には、飼育動物と野生動物を明確に分けるべきだとは思っています。これを日本語でどういう言い方をするかというと、日本獣医師会の報告書の中では野生種動物という表現になっているのですが、フリーレンジングと誤解されないように区別しているのですね。でも、これにはアスタリスクをつけ、注意書きをするなど、そんな現状です。

また、種の保存上重要なものには家畜も含まれますよね。

○金子議長 動物園動物という言葉についてはどうですか。

○福井委員 動物園水族館動物福祉戦略や動物園水族館保全戦略の中には動物園動物 zoo animalsという言葉は出てきません。ズー・アニマルという言葉は、その名がタイトルとなったテキストも出版されており、確かに使われているのですが、それは野生動物 wildlifeの飼育下個体群 captive populationということになります。

○金子議長 では、動物園動物という言葉はこの条例の中では使わないほうがよろしいということですか。

○福井委員 世界的な観点からすると違和感があるのかなと思いますけれども、確かに、業界の中では動物園動物でわかると思います。

○金子議長 業界の中では動物園動物は定義できるような言葉だということですね。

○福井委員 そうですね。ですから、動物園動物とはというように定義をしてもいいのかもしれないですね。

○小菅委員 囲われた野生動物イコール動物園動物ですよ。

○福井委員 あとはレスキューされた野生個体もありますよね。

○小菅委員 レスキューされた個体はまだ野生動物なのだと思いますが、それを完全に囲い込んでしまったらどうなりますか。

要するに、レスキューは自然界へ出すことになるわけですからね。例えば、それから完全に囲い込んで、生涯飼育してしまったらキャプティブですよ。それは、まさに動物園

動物ではないのですか。俺はそう思っているのです。ですから、英語をどう訳すだけなのか、それとも、ニュアンスが違うのか、そこは問題かなと思います。

○諸坂委員 ここではあくまでも法律の話をしていて、動物園動物という言葉が一般的に浸透しているかしていないかは実は関係なくて、この条例において動物園動物とはこういうものだと定義すると言っているだけなのです。

例えば、我々に浸透している言葉が法律上でもそう使われているかということとは別の話です。児童と言ったら、幼稚園児や保育所の子どもたちを考えますが、児童福祉法で言う児童とは18歳未満の人を指します。ですから、中学生や高校生も児童なのです。でも、我々一般人の感覚として高校生を児童とは呼びません。でも、それは関係ないので、我々が一般社会で使っている用語が法律の用語になるわけではなく、あくまでも、この法律上、この言葉をどういうふうに定義するかというだけの話なのです。

生態学の話がどうしてもいいと言っているわけでは決してありませんが、基本的にはそこをベースに議論し、定義付けていくのですが、今のお話を総合するならば、動物園動物という概念が一番広く捉えています。というのは、動物園動物の中には野生動物もいます、家畜動物もいます、レスキューされた動物もいますと定義してしまえば、それが概念として生まれるのです。ですから、この動物園条例におけるターゲットは動物園動物です、そして、それはこういうものと定義規定で書けばクリアされる話なのです。○黒鳥委員 私たちがいろいろな場所でそういった動物のことを言う場合、飼育下動物という言葉はよく使います。そういう意味では、今、諸坂委員が言われたように、そうなのだったらそれでいいのかなと思いました。

○遠井委員 一般的にはワイルドライフと文献には書かれていて、ズー・アニマルという言葉はないので、違和感があります。

また、現場の方々に違和感がないのであれば、それに対してあれこれ言うことはないのですが、外国の方々ともコミュニケーションをするわけですから、英訳しておかしくないもののほうがいいと思うのです。

そう考えれば、国際的、普遍的に使われている用語と統一されたものを使ったほうが外国の方にも理解していただきやすいのではないのでしょうか。また、今、動物園動物と使っていますと言っても、10年後や20年後も使っているのか、もしかしたら、WAZAの戦略が普及してきたら、ワイルドライフを踏襲するかもしれませんので、そういう普遍性を目指したほうがいいのかなという気がしています。

それで先ほどの目的規定に戻るのでありますが、英訳にしたときに意味のある文章になっているのかということです。責務規定や原則を決めますだけだったら、何のためにこれを書いているのだらうと思われると思うのです。それを考えると、シンプルに何をやりたいのかを書いたほうが普遍性はあるのかなという気がしました。

もう一つ、ここで言うべきかはわかりませんが、結局、規制をするようなイメージで話をしていましたが、福祉を実現するためには動物園をエンパワーしなければいけないとい

うことも大事だと思うのです。そのためには、以前から言われているように、獣医師の対応をどうするのか、また、科学的にモニタリングをすとかということですね。

そう考えると、このあたりも規制対象としてどう書くかというより、広い意味の社会的意義のある活動をどう支えるかというような定義の仕方にしてはどうかと思います。それから、英訳するとなるとということですが、日本語の条文は長過ぎるのです。種の保存法も悪文で、英訳できないのです。英語の先生に聞いたら、こんなものは英語ではありませんと怒られるくらいひどいのです。ですから、一つ一つの文章をシンプルにすることがレトリック上のこととしてはあるかなと思いますし、市民としても理解しやすいかなと思います。

○金子議長 大変重要なお指摘かと思いますが、巽委員、佐藤委員、いかがですか。

○佐藤委員 文は短く切って、主語、述語がわかったほうが良いと思います。どの言葉がどこにかかるのか、ちょっとわかりにくいところがあると思います。先ほどのように入れかえをされるとさらにわからないので、文はできるだけ短く、シンプルにお願いしたいと思います。

ついでに申しますと、いっそ、何々動物と書かず、動物としてしまっただけではいかがでしょうか。こういう動物を動物園では扱うと枠をはめなければいけないのでしょうか。シンプルに動物園では動物を扱っていますと言うことができるのかどうか、伺いたいです。

○金子議長 動物園動物や野生動物と使わず、動物としてはどうかということでしたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○福井委員 英国法の動物園ライセンス法では、「主に野生種動物を飼育し」と言っていたはずですね。

○金子議長 それは英語では何と言うのですか。

○福井委員 wild animals、つまり家畜化されていない動物ですね。

つまり、ここで動物と言ってしまうと、家畜種、あるいは、犬猫のテーマパークも動物園と言うのかとなってくるので、そこは区別しているわけですね。フクロウカフェで動物を飼育、展示していたら、そこも動物園と言うのかということになるかと思いますが、やはり区別したほうが良いのかなと思います。

○伊勢副議長 定義の一つ目で動物とはとありますよね。そして、2番目に動物園水族館ではその動物を飼育することなので、動物とはこういう動物ですよということについて、福井委員がおっしゃったように、野生種由来という表現をつけ加えると一般の方にもわかりやすいかなと思います。

水族館としては、野生動物と言ってしまうと、海生哺乳類や魚も野生動物ですが、野生動物を飼育して、繁殖となると、繁殖に向かえない途中経過で、展示動物であり、野生動物がいなくなったら、野生からとってきて入れてもいいのではないかという誤認を発生しやすくなるのです。

水族館では海産生物をいろいろな過程で入手し、展示することをしていまして、一部は

そうではなくなってきたのですが、そういう誤解を生まないためにも野生動物を飼育しという言葉ではない方法であらわしたほうがいいかなという気がします。

もう一点は、先ほどの議論で皆さんに先んじて言われてしまいましたけれども、動愛法は、そもそも、人間がどうするかという法律で、あそこでうたわれている言葉を意識せずに表現したほうがいいのかと思いました。

この動物園条例は、あくまで動物が主役で、人間が主役の動愛法と同じ言葉にしなくてもいいのではないかと思います。

○諸坂委員 おっしゃるとおりですね。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○小菅委員 やはり、ただの動物と書いてしまうと、福井委員が言われたように、主に野生動物で、その中にちょっとだけいるのだったらいいのですが、主に家畜動物で、中にちょっとだけフクロウがいても動物園になってしまうわけです。でも、これは絶対にあり得ないので、野生動物や動物園動物、野生由来動物と書いたほうがいいのかと思います。

でも、家畜だってもともとは野生由来動物ですから、多くの人が見て、そうだよねと言ってくれる表現にしなければだめだと思いますので、どういう書きっぷりにするかは大きな問題かなという気がします。

やはり、自然界にいる野生動物とのかかわりをなくしてしまったら動物園ではないと思いますので、それがきちんと表現できるような文言にすべきなのかなと思います。

○福井委員 補足です。

皆様のお手元にあるファイルの13番目のタグがついているところに英国の動物園ライセンス法が載っていますが、括弧書きの2のところ、ここでは野生種動物 wild animals と規定されています。そして、その定義が21セクションに載っています。

○金子議長 この議論もかなり奥が深いというか、いろいろとご意見があるかと思いますが、今の委員の皆さんのご意見を踏まえ、事務局案としてまとめてもらうということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 次回にまた議論になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

次に移ります。

ここに繁殖及び累代飼育という言葉がここに入っているのですが、これはこのままでもよろしいでしょうか、特に違和感はありませんか。諸坂委員の文章の並びかえはそのとおりだと思いますので、それはしていただいて、繁殖及び累代飼育を目指すということになると思います。

下のところにも出てきますが、ここはよろしいですか。

○遠井委員 多様な情報を提供する施設とありますよね。後にも情報提供や情報共有という言葉が出てくるのですが、市民に対して情報を提供しているのかということです。監視のための情報提供という透明性の話ではなく、ここでは理解を深めるということと十分で

はないかなと思いました。

○金子議長 それでは、そのことについても事務局預かりにさせていただきます。

続いて、3に移ります。

ここでは「『動物福祉』とは〇〇〇（要検討）〇〇〇〇」となっておりますが、きょう、これについても議論するとなると議論百出となろうかと思っておりますので、事務局案を待ってまた議論したいと思っております。

前回、動物福祉については前文に入れるという議論もありましたが、定義に動物福祉とはと入れることについてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 ありがとうございます。

それでは、内容については事務局の案を待つことにさせていただきます。

次に移ります。

生息域内保全、生息域外保全、累代飼育、環境エンリッチメントについてです。

まず、この項目でよいかどうか、この内容でよいかどうかについてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○遠井委員 先ほども言ったように、文章が長過ぎるので、二つに分けてほしいと思いません。

また、質問ですが、飼育種はわかるのですが、栽培種についてです。この条例では植物も入るのですか。

○金子議長 栽培種はどこから出てきたのですか。

○事務局（森山調整担当係長） 生物多様性条約から引用しているのですが、そもそも、動物園が生息域内保全にかかわるといことで、動物に限らず、そこに自生する植物などの保全にもかかわらないと生息域内保全ができないこともあるだろうといことで、範囲としてはそこまで含めた表記としております。

○諸坂委員 やはり、議論しますとだんだん整理されていきますよね。ランドスケープの問題も含めると栽培種も入れたほうがいいのです。ただ、そうすると、第1項の「植物を除く」はやめたほうがいいのです。

植物園ではないという意味はわかりますけれども、ゴリラがいるところにある植物とトラのいるところにある植物は違って、それも一つの絵として展示し、環境教育をしましょうと言っているわけですよね。

そう考えますと、ここの第4項の栽培種は残し、第1項の「植物を除く」は考え直したほうがいいかなと思います。

もう一つ、佐藤委員が動物でいいのではないかという話をしたときにふと気づいたのですが、この条例において動物とはという定義規定に意味がないことに気づきました。動物園動物を動物園はターゲットに研究や種の保存もするわけですよね。その動物園動物はどんなものかという哺乳類などを指しますと言っているわけです。そうすると、動物の定

義は、正直、この条例の中では要らないかなと思ったのです。

この動物園条例の守備範囲は動物園動物です、それは野生下動物であり、レスキューされた動物であり、一部家畜であり、捕獲された野良猫であるかもしれませんということです。でも、概念はがちがちに決めないほうが良いと思ったのです。

それは、福井委員がしみじみおっしゃったように、種としてという言い方でぼやかしておき、野生だけでも、キャプティブな動物をターゲットにしますとしておくということです。そして、それには哺乳類や鳥類もいるけれども、余り厳格に議論しなくも良いかなと思ったのです。

ですから、第1項の定義規定は要らないのではないかと、むしろ、動物園動物というか、この条例のターゲットである動物園が飼育する動物とはどんな動物かという概念をきちんと書いておいたほうが良いということですね。

○金子議長 第1項の動物とはという定義は要らないのではないかと、そのかわりに動物園動物について記載するということですね。それから、栽培種といいますか、植物を入れ、ランドスケープの保全、生態系など、そういった範疇も含めるべきではないかということでしたが、これについてはいかがでしょうか。

○小菅委員 域内保全を動物園だけで完結させるということは絶対にはないのです。域内保全をやる組織の中で、動物園はその中にいる動物園の、しかも、自分が担当している動物種についてやり、それが域内保全にかかわっている、それ以上はできないのではないかと思うのです。

ですから、ここで域内保全をやるということについて、動物園が全てやるということまで規定するととんでもない話になると思いますので、栽培種というのはとるべきだと思います。

また、諸坂委員も言っていましたとおり、展示の中でランドスケープといいますか、いろいろな植物種と一緒にいることは必要なのですが、例えば、アフリカの動物を入れたとき、アフリカの植物そのものでなくてもいいのです。でも、域内保全といたら、アフリカの動物を入れるとなったとき、アフリカの植物を入れなければなくなってくるのです。でも、そうではなく、環境自体を伝えるためにランドスケープという考え方が必要だというのが最近の流れだし、私もそう思っていますので、それはいいのですが、植物まで保全の中に入れてしまうことが動物園にとってはとても難しいことではないかと思えます。

○遠井委員 先ほど福井委員に教えていただいた動物園ライセンス法についてです。

まず、ここではズーを定義し、その中にワイルドアニマルズが公衆のために展示されていて、サーカスやペットショップは除くというふうに書かれているわけです。また、アニマルズの定義はセクション21で定義するとあって、後ろにいきますと、長々と動物とは何ですということが書かれていて、植物などは除くと書かれているのです。

これと似たものなので、そんなに違和感はありません。ただ、あえて言うならば、先ほどご指摘をいただいたように、動物の定義はこれなのに、動物園水族館のところで野生動

物とはといきなり来ているので、主に野生に由来する動物といえば、第1項と第2項がつながっていいのではないかなと思いました。

また、栽培種については今の話を聞くと必要ないと思いましたので、動物園に関しては動物だけにしたほうがいいのではないかと思います。

○福井委員 21セクションのワイルドアニマルズ wild animalsは、主に家畜化されていない動物と定義されていますので、そのような表現でもいいのかもしれないですね。主に家畜化されていない野生種の動物を飼育する施設ということですね。

○金子議長 英語ではワイルドアニマルズで、それを日本語に訳するのが難しいということですね。

○福井委員 野生動物と言うとフリーレンジングも指してしまいますので、主に家畜化されていない野生種動物というような言い方でいいのかなと思います。それに、主になるので、家畜だったり野生動物だったりも当然対象となるわけです。

○金子議長 今のご意見についていかがでしょうか。

○佐藤委員 栽培種というのは、生息域内保全をこういうふうに定義するという事の中で出てきているのですよね。生息域内保全の意味を説明しているだけであって、動物園が生息域内保全をやるとは言っていないのです。だとしたら、この中の栽培種についてをどうしても削らなければいけないことにはならないかなという気がしますが、このままだと誤解を与えますか。

つまり、これはあくまでも生息域内保全の中で出てきた単語だと思ったということです。

○小菅委員 基本的には、生息域内保全とは、その場で生息地ごと保全するという事で、こちらのもを入れることは絶対条件ではないのです。その中で栽培をもってすることは域内保全の絶対条件ではないのです。

○遠井委員 植物の栽培種の生息域内保全をすることに結びつかないのではないかと、だから、条約の定義を使ってもいいのではないかとのご指摘で、それもあかなと思うのですが、あれ、定義の中に植物園が入っていたかなと見返すかなと思いました。

○金子議長 栽培種は要らないという意見に対し、ランドスケープのことも考え、入れてもいいのではないかとのご意見があるかと思いますが、強いご意見はございませんか。

○事務局（加藤円山動物園長） 例えば、動物園が生息域内保全に協力するといったとき、その動物種を回復するための活動をするほか、お金なりを出して森を回復させるといったときの協力もあるのではないかと気がするのです。そのとき、栽培種が影響してくるような気がするのですが、それはどうですか。

○小菅委員 支援、協力をするということは必要だと思うのです。しかし、そのとき、栽培種を提供するためにここでやるのか、それをやるのは植物園なのではないかということです。絶対にやってはだめだと言っているわけではないのですが、ここではメインになり得ないと僕は思うのです。

今、園長が言ったように、動物を戻すとき、例えば、ザリガニをやるとき、ザリガニの

生息環境を考えると、ここが圧倒的にこれが足りないというものがあつたら、それを復元しましょうということでお金や人を出すことはできますが、失われてしまった植物種を戻すためにここで栽培するというのは否定しませんけれども、そこまでやるのかという意味なのです。

○事務局（加藤円山動物園長）　ここは定義規定だから、まさしく佐藤委員が言ったことではないかと思うのです。

○諸坂委員　小菅委員がおっしゃっているのは、動物園における域内保全の話で、第4項は、あくまでも域内保全の定義ですから、動物園におけるとは入っていないのです。この条例において域内保全とはこういう意味ですよと言っているだけなのです。

また、加藤園長が言うように、人とお金を出す以上、札幌市の組織として公金を支出することになるわけですから、動物園事業になります。だから、森の再生で何かを植樹しますというとき、円山動物園で1,000万円を出しましたとなると、それは札幌市の事業となるわけです。でも、閉鎖的な空間の中でどうのこうのというだけではなく、お金を出しただけでも域内保全に札幌円山動物園が関与していることになるので、栽培種を入れたほうが正確な気がします。

あくまでも、動物園における域内保全ではなく、一般論としての域内保全の定義なのです。

○巽委員　一番最初の目的に重くないかといった市と市民と事業者に責務を定めているので、これは、動物園だけの話ではなく、市民や事業者にもそういう守らなければいけないものを守ろうねという中に域内保全も入っているのかなと思うのです。ですから、市民が域内保全で維持、回復しようとするとき、森や自然を守ろうと思うための責務を定めているので、そこにもかかってくるのかなと思います。

○遠井委員　この条例において生息域内保全とはわざわざ定義をしているわけですから、一般的に生息域内保全とはということとは違いますよね。ですから、私も、小菅委員のおっしゃるように、この条例の目的はあくまでも動物園のマネジメントですから、植物園ではないので、貴重な植物種を保全し、管理して、次世代に残すために植樹するということは責務ではないのです。

例えば、生息地の回復の一環として支援することはあっても、それは付随的なものなので、この条例における生息域内保全とは違うのではないかと思うのです。また、次の章の役割や事業にかかってくるわけで、そうになると栽培種は不要なのではないかと思いました。

○金子議長　ご意見が真っ二つに分かれました。

○諸坂委員　私は巽委員の意見に乗かって、自然と人が共生する持続可能な社会をつくらうとしているわけで、閉鎖的な動物園の経営だけの話をしているわけではなく、動物園がいかに社会的責任を果たすかという対世的な話ですから、札幌市民の皆様の税金が森林の保全に使われますというものを円山動物園、すなわち市が率先してやったということにおいては栽培種が入ってきてもいいのかなと思います。栽培種がメインになるとは言っ

いなくて、あくまでも飼育種または栽培種と言う並列の書き方をしているだけで、入れておいてもいいと思うのですが、時間もないので、事務局預かりでもいいかと思えます。

○遠井委員 これからご説明をされると思うのですが、3ページの第8条に動物園とは以下のことを実施するとあり、その4に生息域内における保全活動とあるのですね。そうすると、生息域内保全という定義はここでの定義として使われますよね。そのとき、栽培種の域内保全をやるのかということになりませんか。

○諸坂委員 具体的な例がすぐには思い浮かびませんが、北海道で何とかという種を保全するには、何とかという木を植えなければだめなのだというのは、まさに域内保全ではないでしょうか。

また、これには昆虫も入ってくるのでしょうか。そうすると、何とかクワガタを保全するには何とかという木を植えなければならないとなれば、円山動物園が域内保全の事業を明確に第4号でしているということは、動物種の保全と栽培種の植栽なのか保全なのか、不可分一体の関係になるのではないですか。

○事務局（加藤円山動物園長） オオムラサキとエゾエノキみたいな関係ですね。

○小菅委員 今の話を聞いて、含まないと言ったのは撤回します。というのは、考えてみたら、栽培種を域外保全するのは動物園ではないということですよね。域内保全をやると思ったとき、どこかから買ってきて動物園やるとします。でも、それも栽培種なわけだから、そういう意味で入れたということに今気がつきました。

○諸坂委員 先ほど、私が檻の中にゴリラがいて、ゴリラが生息するところの植物を植えなければだめだと誤解を招く表現をしたので、話がおかしくなったと思います。

○小菅委員 そんなことはありません。でも、今、園長や諸坂委員が言いたかったことがようやく理解できました。栽培種はオーケーです。

○遠井委員 つまり、生物多様性の調達原則みたいな感じで、どこからとってくるかというとき、それにも配慮してやりましょうという趣旨なのですね。もう一つすっきりしませんが、言おうとしていることはわかりました。

○金子議長 それでは、残す方向としたいと思えます。

ほかの項目についてはよろしいでしょうか。

○佐藤委員 累代飼育については、一つの園館の活動だけではなく、ほかの園館との協力でできたことも累代飼育したことになるよねということは入れなくていいのですか。たしか、前にそういう議論があったような気がするのです。だって、現実的にも一つの館だけでは無理ですよ。

円山動物園の規模ですごく大きな群れを飼うことはできないから、ここだけで累代飼育をするということ現実的に無理な気がしますので、単館で実現できるものだけではなく、協力の中で実現したものもオーケーだという文言を加えたほうがいいかなと思います。

○諸坂委員 今の佐藤委員のご疑問について、条文の中にそれを匂わせるものがありますか。これは円山動物園だけでやるのだという意味にとられそうな表現はありますか。

あくまでも、累代飼育とは動物を何世代にもわたって繁殖、飼育することですと言っているだけなので、円山動物園だけでやるとはどこにも書いていないと思うのです。ただ、そういうふうに読めそうなところがあれば削ったほうがいいと思います。

例えば、第2項で「動物園水族館とは、繁殖または累代飼育を目指し」とありますが、これを「円山動物園とは、」と読まれてしまうとミスリードになるのですが、動物園水族館はこういうことを目指すのだと言っていて、「円山動物園とは」と一言も言っていないのです。加えて、他の園館との協働を図りつつと書くにごちゃごちゃしてきそうな、遠井委員がおっしゃるように英訳しづらくなってくるといふか、すっきりしなくなってくるといふか、累代飼育とはこういうものですとスパッと言っているのです、これで十分かなと思います。

○金子議長 そのほかの項目についてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 ありがとうございます。

それでは、5分ほど、休憩としたいと思います。

[ 休 憩 ]

○金子議長 それでは、再開いたします。

次に、基本理念についてです。

基本理念については、先ほど目的とあわせてどうするかという重い議論がありましたので、こちらは諸坂委員と遠井委員を中心に事務局で整理していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） 先ほど課長からも言いましたが、細かい文言の調整については後で諸坂委員等とやることになります。ここで議論をしていただきたいのは、それぞれのところに入れなければいけないことが入っているか、考え方が合っているかどうかをやっていただければと思います。

○金子議長 そういう方向でよろしく願いいたします。

続きまして、基本原則についてです。

前回は、条例全体にかかわるものは第1章で書き、動物園水族館にかかわるものは第2章に置くというご意見がありましたが、今回は、動物園の活動に関する市、市民、事業者に関係しているものとして、全てが第1章に入れられております。

そこで、基本原則をここに置くことでよろしいのか、また、この4項目でよろしいかについてご議論をいただきたいと思います。

ここにも先ほど言葉の問題でいろいろと議論になったものもあろうかと思いますが、野生動物や飼育する動物などの言葉については事務局でもう一度整理していただきたいと思います。

まず、項目についてお願いいたします。

○遠井委員 つけ加えていただきたいのは、先ほどから何回か出ていた（２）についてです。「動物福祉に配慮した飼育管理を行う」だけではなく、そのためのスキームを確立するというを入れたほうがいいと思います。それに関連し、科学的なエビデンスに基づくモニタリング、あるいは、動物福祉に配慮した飼育管理を実現するための制度や体制を確立するというを書きおけば、単なる頑張ります宣言にならず、いいのではないかと思います。

○金子議長 モニタリングの仕組みやエビデンスに基づいたものと明確に記載するということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○遠井委員 あと、疑問に思っていたことがあるのですが、動物園の活動は基本原則に従って行うということですね。でも、（１）の「多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保存されなければならない」という後半の意味がとりづらいのです。これは、動物園の活動とどういうふうに関連するのでしょうか。

○金子議長 事務局からいかがですか。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほどと同じような話かと思います。こちらも生物多様性基本法の基本原則に書いてあることですが、動物園が保全をするときには同じような原則に立って考えなければいけないということで入れさせていただきました。

○金子議長 原則としての書きっぷりということですが、こういう表現でよいのかどうかですね。

○巽委員 基本的な質問で申しわけありませんが、基本原則というのは何のために必要なのでしょう。最初に、生物多様性を保全する、動物福祉をしようと言っているのです。内容的にはそうだろうな、当たり前だよねと感ずることが書いてあると感ずるのです。絶対に原則として書かなければいけないことなのかと思ひ、聞いてみました。

一般市民の考えで申しわけないのですが、一般市民にも責務を定められている以上、一般市民にわかりやすい内容にしてもらいたいと思ひます。また、できれば、条文は短く、端的に、わかりやすく、それから、先ほど遠井委員がおっしゃっていたように、そうであれば海外に発信しやすくなるということですね。これができたら、日本で注目される以上に世界的に注目されることになるわけですが、そのとき、英訳され、世界発信ができたらすごくいいなと思ひます。

ですから、みんなにわかりやすい条例であってほしいと思ひ、原則について聞かせていただきたいと思ひます。

○金子議長 とても大切なことだと思ひますが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 私から解説します。

先ほどの繰り返しになりますけれども、まず、この条例で何を実現、達成、解消、解決したいのかを書くのが目的規定です。そして、基本原則は、この条例がターゲットにして

いる動物園はどのようなルールの上で仕事をしなければならないかを書くもので、動物園はこのルールの上で仕事をしなさい、このルールから外れることがあってはダメですよと規定するものです。

本条例で目指すべき「目的」は、生物多様性であり、かつ共生社会だと書いているので、基本原則とは、やはり話の角度が違うのです。ですから、基本原則は置いておいたほうが良いと思うのです。

それとは別に、わかりやすい表現にしろというのはおっしゃるとおりなので、もう少し練らなければいけないと思います。

○金子議長 わかりやすい文章に、そして、英語に翻訳でき、すぐ公開できるようにということですね。

○遠井委員 原則と規則の違いは何かですが、規則とは特定の行為をしなさい、してはいけないという明確なダイレクションなのです。また、原則は、こういう方向性ですよということで、特定の何かを指示したり禁止したりするものではないというのが一般的な法的な考え方だと思うのです。そう考えますと、基本原則には規則みたいな話が出ていて、本当に原則なのだろうかという疑問が浮かびました。

また、先ほど異委員がおっしゃったように、目的や事業活動の内容とかなり重複しているところがあるのですね。

原則があることは立てつけとして必要だと思うのです。理念があって、どういう考え方でやっていくかを明らかにし、具体的なスキームに落とししていくということだと思うのです。ただ、ここに書かれていることに原則的な意味があって、必要不可欠なのか、それとも、実際の事業の内容で十分にカバーされているかはもう少し精査してもいいのかなと思いました。

例えば、生物多様性基本法の原則規定に書かれていることは、予防的な取り組みや順応的管理などのアプローチです。また、気候変動枠組条約で原則規定にかかわってくるのは衡平性みたいな概念や途上国への配慮などの基本的な考え方で、個々の規則をどういう方向性でやるかという話なのです。それから見ると、ここにある施設整備をしなければならないというものなどは具体的な話なので、原則ではないような気がしました。

例えば、日本の法律だと、基本方針を定めるといって、条文以外につくりますよね。恐らく、先ほど諸坂委員がおっしゃったのはそれなのかなというイメージがあるのですが、どうなのでしょう。

○諸坂委員 確かに、委員のおっしゃるとおりです。今書かれている四つについては少し具体的過ぎるかなというところがあるので、予防原則や公平性、中立性に書きかえないといけないかなとは思いました。

○金子議長 であれば、これも事務局と諸坂委員と遠井委員で練っていただいて、次回にお示しいただければと思います。追加がありましたら事務局にご連絡していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、市の責務、市民の責務、事業者の責務についてご意見をいただきたいと思  
います。

まず、市の責務についてはいかがでしょうか。

○諸坂委員 1点補足です。

事務局からご説明いただいているのですが、通常、責務規定は、市を努力義務規定にし  
て、市民と事業者も努力義務規定にするのが多いのです。しかし、この原案では市が義務  
規定になっているのです。つまり、市が自分に対して非常に高いハードルを課しているの  
が非常に特徴的です。それは市の一つの決意だと思っています。

○金子議長 市の決意のあらわれということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○福井委員 この3項ともよく似た文言が重複しているような気がして、三つとも要るの  
かなと思います。例えば、(1)と(2)は一緒にできるのかなと思います。

また、生物多様性の保全という究極的なゴールを市が監視するというようなことが書か  
れていますが、その手段として、条例改正やビジョン2050について、一つの考える基盤  
になったマレーグマのウッチーの問題があると思うのです。ですから、動物福祉について  
は市がしっかりと責任を持って監視するというか、高い水準を維持するように動物園をサ  
ポートするということが明記したほうがいいのではないかと個人的には思いました。

○金子議長 今の福井委員のご意見についてはいかがでしょうか。

○遠井委員 三つ目に関して、問題を繰り返さないという意味では、透明性を高めること  
で動物園等が適正に運営されることを確保しなければならないとすれば、先ほどから出  
ているように、記録を保持し、それを公表して、公開するという話が入ってくるかなと思  
いました。

ただ、(1)と(2)の区別はわかりづらいと思いました。施策の実施とはどういうも  
ので、支援とは何か、特に支援については非常に漠然としていて、財政的な措置のことを  
言っているのかがわかりづらいので、狙いを教えていただければと思います。

○事務局(森山調整担当係長) 確かに、(1)と(2)合わせられるかなと思ったので  
すが、(1)の支援という意味合いは、可能であれば助成金を出すという支援の仕方であ  
るという想定です。

例えば、市内の動物園が保全をやる時、やりやすいように情報をしっかり提供してあ  
げる、必要なノウハウを助言するという情報提供もあると思いますし、活動する団体を結  
びつけてあげるというような支援もあるかなと考えております。そして、そういったもの  
を総合的に推進するための計画を立て、実施することが(2)のようなイメージでした。

現に、札幌市では、生物多様性確保のために計画を立てておまして、市内にある環境  
教育をしたり保全の活動をしたりする団体をネットワーク化し、そこに見学をしに行き、  
活動に参加させるという動きがあります。そういったことから動物園の取り組みをそこに  
取り込んでいくことを想定して入れました。

○遠井委員 やはり、総合的な施策を実施し、その中には、関与者のさまざまな協力を推進する支援を含めるものとするところもできるのかなと思いました。

それと関連して、そういう取り組みをしているNGOも市民に入るわけですね。つまり、「積極的に参加し」はそういう活動を指しているということでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） どこにそういう要素を入れるかで迷ったところですが、順番としては、市民が動物園に来て、動物園がやっている事業を目の当たりにして、参加して、家に持ち帰るということを繰り返し、そうしている間にその取り組みを通じた生物多様性の保全の重要性がわかってきて、みずからの生活において実践に動くという流れを意識し、こういう表現にしているのですね。そういうふうにして市民は動物園にかかわっていく姿を表すためにこのような書きぶりしてみました。

○諸坂委員 この文案をつくることにはタッチしていないのですが、事務局のご説明をフォローすると、第1項は動物園が対外的に何をすべきかで、第2項は動物園自身が何をするかで、対外的なレベルの議論と対内的なレベルで分けたという理解だということでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） どちらかというと、第3項が対内的なもので、第1項と第2項は外に向けたものですので、合体させてもいいのかなと思いました。

○金子議長 異委員、今お話がありました。文章的に理解が難しいですか。

○異委員 はい。

○金子議長 もっとシンプルに明確にということですね。

では、こちら事務局の宿題としてお願いします。

続いて、市民の責務についてお願いいたします。

○遠井委員 市民の責務というと重いのですが、一つ目は動物園の新しい取り組みを支援することが市民の責務だと思うのですね。ただ、参加まで責務なのかは疑問に思っています。先ほどのお話を伺うと、広く一般公衆というより、特定の団体の人たちの参加を促進したいという趣旨ということですね。それを一つの市民でくるんでしまうとわかりづらいなと思います。

それから、市民が自分の日々の生活に反映させ、やってくださいというものを責務と捉えると非常に重い感じがするのですね。そういうことをする機会を与えとか、そのような市民の能力を高める、エンパワーメントの機会をつくるとか、もうちょっとソフトな言い方ができないかと思いました。

もう一つ、市民の責務としてあるものは、動物園の活動が適正に行われているかを監視することです。ですから、責務としてあるのは、支援と動物園の適正な管理の監視だと思うのです。それに伴って、自分たちの行動変容をしていくというのは、責務というより、機会を与えるぐらいにしたほうがいいかなと思いました。

○金子議長 これは、ひな形というか、札幌市のほかの条例にこういうものがあつたというようなことはあるのですか。

○事務局（森山調整担当係長） 一番近い参考例として札幌市環境基本条例があります。

ただ、あれは環境保全という大きなテーマでして、動物園といった施設だけの話ではなく、みんなに関係するものなので、何々しなければならないというように書いています。

確かに、事務局での検討のとき、動物園に関係のない、利用していない人にそこまで言えるのか、何が言えるのかは話題となりました。関係ないとはいっても、生物多様性の保全を目指して活動している動物園の取り組みに支援するのは、結局、公益となる生物多様性の保全をやっていることになるので、市民が保全のために何々しなければならないということは責務として挙げることができるのではないかと考え、このようにしました。

しかし、工夫はまだまだ必要ななと思っております。

○諸坂委員 私は、市民の責務にはさほど違和感を覚えませんでした。

また、遠井委員がおっしゃった動物園を適正に運営しているかどうかを監視するというのはどこかに書いてもいいと思うのですが、市民が行政を監視することは、市民の権利であり、義務や責務ではないので、監視する責務と言うとおかしくなるかなと思います。でも、委員のアイデアは素晴らしいので、どこかに入れたほうがいいかなとは思いますが。

また、今、環境基本条例ではというお話がありましたが、市民一人一人が生物多様性や自然保護に対する意識が高まってくれないと、動物園だけが頑張っても意味がないわけですよね。それに、この条例は、円山動物園が市民に何かをさせようとしているのではなく、市民に意識を高めてくださいと言っているだけなので、違和感なく読みました。

○金子議長 ほかにいかがでしょうか。

○巽委員 目的のところでも言いましたが、責務がやっぱり重たいように感じます。市民にも考えてほしいという思いであれば、責務ではないと思うのです。当然、積極的に参加できない人も市民なわけですから、そういう幅広い人にもそれを考えてもらう、生物多様性についていろいろと活動してもらおうということを目的とするならば、限定的に実施事業に参加するのではなく、取り組みを通じて考えもらうような、そういう広く受け取りやすい書き方にできないかなと思います。

○遠井委員 責務ではなく、市民の役割としてはどうでしょうか。

○金子議長 責務というのは条例の中では結構普通に出てくるのですが、どうでしょうか。

○遠井委員 環境基本条例の全ての人が取り組まなければならないということはわかりますし、動物園の活動を適正に確保していく上で、それに関連して、それを通じて理解しましょうというのは趣旨としてはわかるのですが、条例の目的としてはちょっとずれてくるような気がするので、違和感があります。

ただ、市民は、傍観者で、エンターテインメントの消費者ではない、市民としての役割がありますよというのなら理解できるかなと思います。

○諸坂委員 「役割」といみじくもおっしゃったのですが、参議院法制局のホームページに法律用語の解説があり、その中で「責務規定」を定義しておりまして、すなわち、それは、「法律の目的、基本理念の実現のため、各主体が果たすべき役割を宣言的に規定する

もの」を責務規定と言いますと書かれています。

おっしゃられていることは全く同じで、市民の役割について書くものを責務規定と言うのですということです。

法律学は形式主義的なところがあって、責務規定という言葉が定着していて、それが各主体の果たすべき役割を宣言するので、別に当該規定は、誰かを義務づけるものではありません。「市民の責務」で何の問題もないように思います。

○事務局（加藤円山動物園長） 実施事業に参加するということにも非常に幅がありますし、取り組みを実践することにも非常に幅があるのです。でも、この条文の中で全部を賄い切ることは無理です。

ただ、この条例の目的が人と自然が共生する持続可能な社会の実現ですから、基本原則と言うかどうかは別として、いろいろな人が動物園にかかわってくれるように努力しなければならないわけで、その裏側として市民は動物園の活動に参加するということです。

ですから、動物園に来ている人だけをターゲットにしているわけではなく、動物園に来なくても動物園のやっていることの何かに触れることも参加になるでしょうし、生物多様性の保全の実践として、みんなが動物や植物を育てるということではなく、広い意味でいえば、地球温暖化を防止するために電気をこまめに消すことも一部になるわけです。ですから、責務規定としてあることは必要なのかなという気がしています。

○遠井委員 条例などの通例でこういうふうを書くことは何となくわかるのですが、市民も参加して、市民が理解して使っていく、かつ、普遍的なスタンダードのものと関連づけるということを考えると、従来の日本の法律のやり方をフォーマルに踏襲するのが本当にいいのかということがあると思うのです。

もう一つに、より理解を深め、これを使っていこうと思うようなものにしようとしているのであれば、あえて、従来よく使われているものを使わず、みんなに違和感のない、スタンダードに使えるものに変えていくこともできるのではないかと、そのどちらかをとるかの分かれ目になるのかなと思いました。

それに、行政の責務と市民の責務では重みが違うと思うのです。先ほど公定解釈として宣言するということだとおっしゃいましたが、市が環境保全に取り組む責務があるということについては、やっていなかったら訴訟になるかならないかという話もあるわけです。でも、市民が生物多様性の保全の取り組みをやっていなくても訴訟案件にはならないのです。ですから、同じ言葉を使っても法的な意味合いは大分違うので、従来から違和感を持っていました。そう考えると責務にしなければならないかどうかはあります。

○金子議長 責務という言葉ですが、諸坂委員は責務派ですか。

○諸坂委員 ちょっと考えます。

○金子議長 できるだけやわらかく、わかりやすく、短く、英語になるようにということでしたので、こちらについてもよろしく願いいたします。

それでは、事業者の責務についてですが、いかがでしょうか。

取り組みに協力するよう努めるということで、かなりやわらかくなっています。

○遠井委員 市民より軽いので、違和感がありますね。

○巽委員 やってもやらなくてもいいという感じですよ。

○遠井委員 市民の責務と事業者の責務を比較すると、事業者の責務のほうが緩いように見えるので、バランスから見ておかしいかなと思います。

また、生物多様性の保全に貢献するというのは企業も必要不可欠だと言われておりますよね。生物多様性の保全の取り組みの実践につなげるのであれば、両方に入れたほうがいいのではないかと思います。

○金子議長 それでは、事務局でご検討いただきたいと思います。

わかりやすく、シンプルにというのは基本スタンスとして行ければとも思います。

これで第1章がやっと終わりました。

もう4時半になってしまいますが、第2章に行ってもよろしいですか。

○事務局（神経営管理課長） 5時ぐらいまでには終わりたいと思っておりますので、できるところまではいきたいなと思います。

○金子議長 では、5時に終わるようにして、残ったところはメール等で意見を願いますことにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子議長 それでは、第2章について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 時間も押してきているので、全てを説明するのではなく、実施事業を説明し、皆様からご意見をいただき、それが終わったら動物福祉の説明をさせていただいて、意見をもらうという進め方にしたいと思います。

それでは、実施事業の項目についてです。

資料2は2ページ、資料3は6ページになります。

実施事業は、第1章の定義で示した動物園が条例の目的達成のために行う事業として列挙したものです。定義に盛り込んだ内容と同じようなことを事業として挙げているのですが、先ほど定義規定で説明した情操教育については6番目に入れております。ちなみに、5番目の生物多様性の保全の重要性を伝えるための展示、情報発信及び教育活動とは、いわゆる環境教育と言っているものを指しております。

(1)では、動物の収集、飼育についてもあえて書いておまして、(2)は調査研究をしますというものです。また、(3)には動物の保全技術の確立と書いておりますが、動物園内で動物の保全のための繁殖や飼育の技術を確立するという生息域外保全のことを指しています。そして、(4)は、生息域内における保全活動です。(7)は、これらに附帯する事業ということで、例えば、レクリエーションやその他の収益事業が入ってきます。

○金子議長 それでは、実施事業の項目についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸坂委員 第1号に「生物多様性の保全及び教育」とありますが、「及び教育」は第5号に吸収されると思うのです。あくまでも、第1号は生物多様性の保全で、そのための第2号が研究、技術の確立、次に、カテゴリーが違う域内保全の話で、教育とあり、愛護ですよね。ですから、第5号が環境教育で、第6号が情操教育という整理がすごくわかりやすいかと思います。

もう一点、レクリエーションが抜けているので、第5号の前に入れるべきかと思います。

さらに、話は戻りますが、レクリエーションの定義をしたほうがいいと思います。単なるお遊びではないわけですよね。動物を見に来て、楽しかったねではなく、リ・クリエーションというイメージを持っていますので、きちんと定義づけしたほうが格調が高くなるかなと思います。

前回の会議のとき、なぜ札幌市が本条例を作らなければならないかという議論をしたとき、種の保全や生物多様性は重要だけれども、札幌市がやらなくてもいいでしょう、国がやる仕事でしょうと言われてしまう危険性があるわけです。でも、札幌市は動物園がある文化都市なのだということをメインにガツンと前面に持ってきたほうが動物園や動物に関心のない人には説得力を持つだろうと思うのです。

そこで、札幌市ではこういう条例を持っていて、札幌市は日本有数の動物園を持っていることで市民生活に、いかに文化的で質の高い生活を提供できるかということがあるので、リ・クリエーションはすごく重要なキーワードかなと思います。

○福井委員 今、金子議長がおっしゃったことだと思うのですが、冒頭で述べさせてもらったように、自然認識 nature appreciation、気づきの場を提供するという言葉を入れたほうがいいかと思います。これは、人間性の再生、リ・クリエーションとまぜてもいいかもしれません。

ただ、条文の第2項と第3項は同じものだと思いますので、まとめられるのかなと思ったのですが、区別する必要はあるのでしょうか。

○金子議長 また、ビジョン2050ではリ・クリエーションという言葉を使っていますよね。これが条例になじむかはわかりませんが、ビジョンと合わせるということであれば、レクリエーションではなく、リ・クリエーションにして、リ・クリエーションはという定義を入れることもあるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（加藤円山動物園長） リ・クリエーションを定義するというより、(6)と(7)の間に人間性の再創造の云々の活動と入れてあげるだけでいいのかなと思います。

また、先ほど諸坂委員が言っていた(1)についてですが、保全及び教育を目的とするというのは動物の収集及び飼育にかかっているのです。我々がどの動物を飼育して展示するのかの一つに保全があって、もう一つに教育効果があって、ここに教育があるというのはそういう意味なのです。

○諸坂委員 そうですね。ここで言う教育のためのというと、例えば、触れ合い動物もそうなのですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 例えば、森林破壊を伝えるためにはどの動物が一番効果的かということもあります。

○諸坂委員 了解しました。

○遠井委員 保全管理の（２）から（４）について確認します。

（４）は生息域内における保全活動であって、この間から言われていますが、必ずやれるかということがあるので、それに貢献するというような文言をつけ加えたほうがいいかなと思います。

また、（２）と（３）にはどのような違いがあるのでしょうか。それに、先ほどのイギリスの法律だと訓練とあるので、飼育や保全の技術の訓練ということも入れたほうがいいのかと思います。

訓練と確立は含めておっしゃっているのかもしれませんが、技術だけではなく、日々、訓練というか、トレーニングして確立していくとしてはいかがでしょうか。

○金子議長 動物の保全技術というのは、そもそも、どういうものをイメージしているのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 種の保存ということがメインになってきますが、そのための飼育や動物福祉を向上させるにはどうするかという技術のことも含めております。動物園内でやる飼育管理全般を指していますので、もちろん、訓練もその活動の中に入っているという認識でした。

ただ、それは、調査研究という視点ということではなく、動物を目の前にして、生存を維持できるようにする意味合いで、二つ目は学術的、科学的な調査研究に関するものを指しています。

○小菅委員 野生動物の保全というと種を保全するという意味で理解できるのですが、動物の保全と書きますと、動物の個体の保全と読まれてしまうのではないのでしょうか。そして、動物の保全技術についてはぱっと思い浮かばないのですが、どういう意味なのでしょう。

○諸坂委員 私が教える立場ではないのですが、動物園動物の保全技術と書けばわかりませんか。

○小菅委員 動物園動物の保全と書くと集合体を指しますよね。動物と書くと、個体を指すように読めてしまうのです。

○諸坂委員 イメージとしては、ハズバンドアリートレーニングの確立、技術の確立、どういうふうになれば、検査、診断中オランウータンがじっと座ってくれるかの技術の確立だと考えていて、そうだとすると（２）と（３）は違うものではないかと思うのです。つまり、（３）は動物園動物の保全、個体の保全で、（２）は野生動物の保全なのではないでしょうか。

○小菅委員 今の委員の定義のときに保全と使いますか。どうでしょう。

○福井委員 保護増殖という位置づけで、飼育個体群の保護増殖技術の確立ですから、人

工授精や繁殖技術も含んでいるのですよね。その場合、保全生殖学や保全繁殖学という言葉もありますけれども、一般的にはコンサベーションのことにになりますので、保護増殖技術の確立、あるいは、アシステッド・リプロダクション・テクノロジーというものですよね。

○事務局（森山調整担当係長） 補足させていただきますと、（3）は、例えば、野生復帰するための技術も意味合いとして含めており、（2）は、調査研究を何の目的でやるのかといったところで、野生動物の保全に効果のあることをしなければならないということできょういう書き方にしました。

○金子議長 野生復帰を保全という中に入れるということですね。イメージ的には違うかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 短く、わかりやすくをお願いしたのですが、余りにも短いところにそんなにいっぱいイメージが入っているとと言われると、それはそれでまたわかりにくいので、必要なことについては具体的に書きあらわしていただいたほうがいいかなと思いました。

○金子議長 保護増殖と野生復帰の事業などでしょうか。

○佐藤委員 どこまで具体的に中身を書き込もうとしているのか、あるいは、書くことが必要なのか、それもわからない点です。それによっては、余りはつきり書かないで、決まってから、これもやるのだよとするのか、それとも、今から検証可能なぐらいきちんと項目を挙げるのか、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○福井委員 今、佐藤委員からもご指摘があったように、ここは違和感があるのですが、どこまで書き込むかだと思うのです。ただ、ここはシンプルに調査研究だけなのではないかと思うのです。その都度、時代に合わせ、研究ニーズは変わっていくので、この条例に合わせるのであれば、生物多様性の保全に資する、あるいは、動物福祉の高い水準を生み出す調査研究になるのかなと思います。ですから、繁殖や解剖、疾病、感染症などと言いついたら全部を書き込まなくてはならなくなってしまうので、シンプルに調査研究なのかなと思います。

○小菅委員 今、福井委員の言ったとおりで、野生復帰などを意識しているのであれば、まさに、野生動物の保全に効果のある調査研究ですし、いろいろなトレーニングも含め、野生復帰に関する研究は（2）に含まれると思います。ですから、福井委員が言ったように、同じことを言っていることになるのではないかなと思います。

○遠井委員 次の動物福祉への配慮と比較してみると、動物園等が行うコンサベーション事業とは何ですかという説明で、それを具体化したものかなと理解したのですね。収集、飼育はコンサベーションかというのと、それは入り口かもしれませんが、そのための調査研究を行い、訓練を行って、生息域内保全にも資するような含め、一連の活動を行いますということ、そして、生物多様性に関する普及啓発、教育を行う、これがコンサベーション活動の一環ですよね。

ですから、動物園の目的は生物多様性の保全の貢献ですとうたっているわけですから、

では、具体的にどんな事業をしてコンサベーションしていると言えるのかということを書く必要があるのかなと思いました。

それにプラスして、コンサベーションだけではなく、情操教育、あるいは、レクリエーションの要素も入ってくるので、柱立てにコンサベーション事業と書いてしまうとまずいのかもかもしれませんけれども、主にそうなのであれば、動物園の行う保全活動の具体的内訳ぐらいまでは書いてもいいのではないかなと思います。それに関する福祉は次の項目ということです。

○金子議長 いかがでしょうか。

○諸坂委員 形式的な話で恐縮ですが、実施事業と言った場合、こういうふうに個々具体的に書いていくのです。一番最初に条例の目的のところでは、種の保存やレクリエーションなど、漠然と抽象的に書いておき、それでは、どんなものを実施事業として具現化、具体化するのかということで1から5まで書くのです。

ですから、先ほど福井委員がおっしゃったように、解剖なども全部列挙して、それに関する調査研究と普通は書くような気がするとか、もう少し具体的に書いたほうが良いと思います。

ここも漠然と書いてしまうと、目的規定や理念規定の繰り返しになってしまうのです。でも、第2章からは、動物園水族館の具体的なマネジメントの話になってくるわけですよ。条文の主文と言うのですが、動物園等は次のことを実施すると決めていて、ある種、動物園を義務づけているわけです。「することができる。」ではなく、「する。」と言い切っていますので、およそ合理的理由、根拠がない場合には「やらなければならない」と、動物園に命じているのです。そして動物園への命令が漠然化してしまうと、動物園は自分たちの都合のいいようにやってしまう危険性があるので、それではダメです。ですから、ここでは、具体的な事柄を命じなければなりません。

○金子議長 もっと書いたほうが良いというご意見ですか。

○佐藤委員 どちらが適切ということではなく、条例としてどこまで書くか、動物園側としてどこまではっきりさせておきたいのかが一番知りたかったのです。

○金子議長 行政側からすれば、条例に載ると予算がとりやすいとか、予算をとるために条例をつくるという意味もあるから、お金をとる項目ははっきり書いておいたほうが良いのかなという気がしていますが、いかがでしょうか。

○小菅委員 そういうことであれば、野生復帰技術の確立、それこそ、個体を長生きさせるため、繁殖させるためなど、いろいろなことをきちんとやりなさいと書いておいたほうが良いですね。

○金子議長 それでは、もう少し具体的に書くということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 また、僕からも1点あります。

後ろのほうに情報の共有等という項目があり、情報公開が事業実施に入っているのです

が、一方で、国内外の動物園等の関係機関との連携については入っていないのです。

先ほど佐藤委員から累代飼育は円山動物園だけではできないというご指摘があったかと思いますが、国内外との連携事業をやるなどについては書けないものかなと思ったのです。

また、最後のほうに人材確保、人材育成がありますが、それに係る事業が入っていないのです。

これは後ろのほうとの整合という意味もありますし、円山動物園だけではできないもののネットワークづくりを事業として入れること、また、人づくりについて事業化できないかなと思っています。

そのようなことも含め、実施事業についてはもう少し整理していただき、具体のものを入れていただくということでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、時間も迫ってきていますが、一番重要なというか、大変なところが動物福祉への配慮です。

動物福祉に関する規定はこの条例の中でも重要な位置づけになろうかと思いますが、この条例の中にこういう形で入れるほうがいいのか、あるいは、規則という形で別に規定するということもあるということを事務局としては考えられているようですが、ここについて議論をいただきたいと思います。

このあたりで終わってしまう気がしますが、動物福祉への配慮についてご意見をいただきたいと思います。

○佐藤委員 1の「適切に実施されているか評価し」というのは、私が読む限り、動物園が動物園のことを自分で評価すると読めたのですが、それでよいのでしょうか。先ほど遠井委員からモニタリングの話が出ていましたが、そういう読みでいいのか、そうだとしたら、動物園が自分で自分を評価することでもいいのかという質問です。

○事務局(森山調整担当係長) この説明をしないまま意見交換に入ってしまいました。第2章は、円山動物園のことではなく、札幌市内の動物園のことになります。その上で、札幌市なりが何かの組織をつくって評価するとしますと、市内の動物園と言われるところを評価することになってしまいます。

でも、そういう制度設計をしようと考えていたわけではなく、あくまで、動物園と名乗るところでは、自分たちで動物福祉規程を定め、それに基づいて評価し、改善していくという流れをしっかりと持ちなさいということを示しているのです。

また、その規程に関しては、必要な要素として2番目の項目の六つを盛り込みなさいということで、世界的な状況からしても大体こういう項目があるのかなと思って挙げております。

また、3は、禁止すべきものがあるというご意見から、資料5として配付した動物愛護管理法に基づく環境大臣が定めている展示動物の飼養及び交換に関する基準ですが、この中に雑種に関すること、親子分離にかかわること、ショー訓練にかかわることに関連して

書かれていることがありましたので、それを抜粋しています。また、JAZAの倫理福祉規程の関連するものを挙げております。

こうしたこうしなければならぬと言われている項目について、3項目めの禁止するものとして四つに分類し、書きました。

○遠井委員 規程を入れること自体は賛成です。ただ、具体的にどういう基準にするのか、定量的な基準をどうするのかは個別の規則が必要になるだろうと思います。

また、円山動物園に関し、第三者機関を設立して評価するかどうかについては次の章の問題かもしれませんが、先ほどご指摘があったように、セルフモニタリングでもいいわけです。ですから、福祉の配慮をするためのスキームを確立すると書いてしまい、その基準の中に次の項目を定めるとすると普遍的に使えるのではないかと思います。

例えば、第1項に関しては、「動物福祉に関する規程を定め」ではなく、基準に従って適切な事業活動、飼育が行われているかについて継続的にモニタリングを行い、必要に応じて改善を行うための体制や制度を確立するとして、その基準なり規程には少なくとも以下の項目を含めるものとする、としてはどうでしょうか。

それから、項目の基準自体もダイナミックに変わっていくので、科学的知見に基づいて適宜見直しを行うということも入れておいたらいのではないかなと思いました。

要は、そういうことをやっていきやすいようなベースをつくっておいて、具体的な基準自体は、時代によっても変わっていくでしょうし、それぞれの施設のリソースによってできることとできないことがあるかもしれませんが、基本的なベースを書いておき、そのためにスキームの確立を明記しておく必要があるのかなということです。

○金子議長 その前に、まず、動物福祉への配慮といった項目を条例に載せるのがよいのか、あるいは、規則として別にしたほうがよいか、このことについてご意見をいただきたいという事務局からのリクエストがあるのですが、いかがですか。

○遠井委員 賛成です。

○諸坂委員 私も賛成です。

○金子議長 では、動物福祉への配慮は条例に入れることにさせていただきます。

○小菅委員 動物福祉への配慮という文言がいいのかは、先ほどあったとおり、もう少し考えたほうがいいのかと思います。

○金子議長 では、項目の名称は検討することにして、ここに入れることが皆さんの総意であったということで、そのように進めさせていただきたいと思います。

その他、内容についてご意見はございませんか。

○諸坂委員 時々問題になるというか、海外からバッシングを受けるポイントとして、安楽殺の処分基準といいますか、日本の動物愛護の考え方は、病気になっても障がいを持っていても絶命まで頑張るって飼うという一種の人情論があるのですが、海外からの視点で言うと、クオリティ・オブ・ライフの観点から安楽殺をすべきだということがあります。

でも、動物福祉というと、生きる福祉と死の福祉があり、鳥獣保護管理行政でも、なる

べく苦しませないように一発で仕留めるという捉え方をしており、これも動物福祉の発想だと思えます。従って本条例でも死に対する基準を加えられたらいいかなと思っています。

それは確実に条例に書くべきだし、それができると、日本初というか、動物福祉について真正面から向き合ったものになると思えます。ぜひもう一步踏み込んでいただければと思います。

○伊勢副議長 今、諸坂委員がおっしゃったことについてですが、「円山動物園は」と入れたほうがいいかもしれません。外側から見た円山動物園はいろいろな意味での評価の中の一部分で倫理規程委員会みたいなものを設け、そこで協議するということが可能かもしれません。

ただ、福祉の基準は時代によっても変わりますし、セルフでも外部でもできますし、JAZAでもチェック機構を持っておりますので、JAZAに対し、適正に飼育されているのか、安楽死に対してはどうかということに依頼してもいいかもしれませんし、市の中にそうした外部組織を持っていいかもしれません。ただ、円山動物園ではこうしますということで、第3章に入れ込むのもいいのかなと思いました。

○事務局（加藤円山動物園長） 置き場所はどうか、この中に安楽殺の基準をきちんと書くのではなく、そういう基準を定めるものとするというものをこの中にに入れて、別に定めるほうがいいのかなと思えます。

○遠井委員 安楽殺については素人で、えっと思うことがあるかもしれませんので、「可能であれば」という文言は入れてもいいのかもしれない。

例えば、(7)として、可能であれば安楽死に関する事項をとということです。というのは、必ず入れなければいけないとなると、安楽殺に関して合意があるのかと言われるからですが、これについては意見が分かれていますと、定められないところが出てくるかもしれないですね。脳死ではありませんが、脳死も死かどうかに合意がないままで法律、臓器移植法がつけられましたけれども、安楽殺の基準が明確ではないのであれば、でも、つくっておいたほうがいいのであれば、必須事項とは違う書き方があり得るのかなと思いました。

○事務局（加藤円山動物園長） どの園館でもそうしたことはあり得るので、必須であることは必須だと思います。ただ、基準がないままやっちはいけないということです。

○金子議長 条例にはきちんと書いたほうがいいということですか。

○事務局（加藤円山動物園長） 普遍的にかかわるところに書くのか、円山動物園のところで書くのかは議論の中で決めていいかと思えます。

○金子議長 第2章で書くか、第3章で書くかですが、いかがでしょうか。

○福井委員 禁止のほうに入れるのか、それとも、ポジティブなものとして責務として入れるのかはありますが、生活の質の維持をするということは入れたほうがいいのかなと思えます。QOLの保持ということで、生活の保持を保って、いろいろな飼育管理を行うということですね。

そして、次のことを禁止するというのであれば、生活の質が保たれないと判断したときには人道的な配慮を検討する、そこに安楽死という言葉を入れるかどうかは別として、人道的な視点から適切な治療方針あるいは飼育の継続について判断すると書いてもいいのかなと思いました。

また、マレーグマのウッチーのことが頭の中にあるのですが、ウッチーの場合、適切な獣医療が施されず、そのまま放置されたがために亡くなってしまったということが問題だったわけですね。そこには人道的な配慮、あるいは、適切な獣医療が必要だったということですので、次のことを禁止するということに入れるのであれば、動物愛護管理法にもあるのですが、必要とされる適切な治療を施さず、放置する、つまり、ネグレクトを禁止する、あるいは、健康管理についての文言を動物福祉の項に入れてもいいのかなと思いました。獣医療という言葉しかないのですが、条例ということなので、もう少し具体的に踏み込んで書いてもいいのかなと思いました。

○小菅委員 安楽殺のことに戻りますが、要するに、福祉的な考え方で、QOLが維持できないとしたら適切な方法でというのは書く必要はあると思うのですが、その基準はいまだに各園でばらばらで、日動水でも一般的な基準は出せていないと思うのです。それをこの条例のこの段階で書くのは難しいのかなと思います。

円山動物園としてはこう基準でということは書いてもいいですが、もう一つ別のステージで書いておいてはいかがでしょうか。どちらにしても円山動物園はこういう基準できちんとやりますということが言えればいいわけで、ほかの園館にそれをやれよというのは現段階では難しいかなと思いますし、現実として、最近あった象の死亡にしても、公になっている状態ではなかなかできないのです。

先ほど遠井委員が可能限りという言葉を使いましたけれども、そういう表現にならざるを得ないかなと思います。でも、可能な限りということはやらなくてもいいということになるのではないかという話になるから、そこは問題だと思うのですが、第2章で書けるかどうかについてはそういうことも考えなければならないと思います。

○金子議長 第3章で円山動物園としてはやりますとやったほうがより効果的だということですね。

そのようにしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、そのような案文を事務局に用意していただきたいと思います。

それでは、5時になりました。

この場でご意見を出したい方がいらっしゃれば最後にお問い合わせしたいと思います。危機管理体制から何項目かが残ってしまいました。

まず、危機管理体制についてですが、前回、諸坂委員から、事故防止マニュアル、事故対策マニュアル、感染症防止対策マニュアルなどについて挙げられましたので、事務局として案をつくってみたいということです。ただ、こちらについては、見ていただき、ご意見

があればメールでお願いできればと思います。

そのほか、施設の整備、国内外の動物園等関係機関との連携、情報共有等、人材の確保及び人材の育成についても同様をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○福井委員 1点です。

禁止事項に触れ合いが入っていないのです。今の世界的な潮流として、動物を過度にだっこしたり、触れ合ったりすることが禁止の方向に向いているので、過度に動物にストレスを与えることとなるような触れ合いを禁止するといえますか、適切な人間とのかかわりを誤解されるような触れ合いについても入れられればいいのかと思います。

野生種動物を擬人化するのみならず、そうではなくても、過度に触れ合って、あたかもペット動物であるかのような印象を与えてはならないなど、そういったことを意識した文言ですね。

○金子議長 そうした文言をここに入れていただくということですね。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子議長 それでは、事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局(神経営管理課長) 皆様、きょうも熱い議論をありがとうございました。

30分オーバーしてしまいましたが、これで終了させていただきます。

今回は、本日頂戴いたしましたご意見、また、第2章の残っている部分についてはメール等でご意見をいただきたいと思いますが、それらを踏まえ、次回には、第1章、第2章を整理したもの、第3章の円山動物園の規定内容についてご議論をいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上